

平成30年第3回千代田町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 9月4日(火曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時01分)	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○一般質問	6
森 雅 哉 君	6
小 林 正 明 君	10
大 谷 純 一 君	16
襟 川 仁 志 君	25
○次会日程の報告	31
○散会の宣告	32
散 会 (午前11時18分)	32
第2日 9月5日(水曜日)	
○議事日程	33
○出席議員	33
○欠席議員	33
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	33
○職務のため出席した者の職氏名	34
開 議 (午前 8時59分)	35
○開議の宣告	35

○報告第3号の上程、説明、報告	35
○議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	37
○議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
○議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	45
○同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	46
○認定第1号～認定第5号の一括上程、説明、委員会付託	47
○次会日程の報告	52
○散会の宣告	52
散 会 （午前10時22分）	52

第11日 9月14日（金曜日）

○議事日程	53
○出席議員	53
○欠席議員	54
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	54
○職務のため出席した者の職氏名	54
開 議 （午前 9時00分）	55
○開議の宣告	55
○諸般の報告	55
○認定第1号～認定第5号の委員長報告、討論、採決	55
○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	57
○議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	70
○議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	73
○議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	76
○議員派遣の件	77
○閉会中の継続調査の申し出	77
○日程の追加	77
○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	77
○町長挨拶	78
○閉会の宣告	80
閉 会 （午前11時04分）	80

平成30年第3回千代田町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年8月29日

千代田町長 高橋 純一

1. 期 日 平成30年9月4日
2. 場 所 千代田町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	大	澤	成	樹	君	2 番	酒	卷	広	明	君
3 番	橋	本	和	之	君	4 番	大	谷	純	一	君
5 番	森		雅	哉	君	6 番	川	田	延	明	君
7 番	襟	川	仁	志	君	8 番	小	林	正	明	君
9 番	柿	沼	英	己	君	1 0 番	細	田	芳	雄	君
1 1 番	青	木	國	生	君	1 2 番	高	橋	祐	二	君

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成30年第3回千代田町議会定例会

議事日程（第1号）

平成30年9月4日（火）午前9時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	大澤成樹君	2番	酒巻広明君
3番	橋本和之君	4番	大谷純一君
5番	森雅哉君	6番	川田延明君
7番	襟川仁志君	8番	小林正明君
9番	柿沼英己君	10番	細田芳雄君
11番	青木國生君	12番	高橋祐二君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋純一君
副町長	坂本道夫君
教育長	岡田哲君
総務課長	石橋俊昭君
財務課長	柿沼孝明君
住民福祉課長	森茂人君
健康子ども課長	茂木久史君
環境下水道課長	栗原弘明君
経済課長 兼農業委員会 事務局長	荒井稔君

都市整備課長	荻野俊行君
会計管理者 兼会計課長	小暮秀樹君
教育委員会 教務局長	宗川正樹君
監査委員	白石正躬君
農業委員会 会長	蛭間泰四郎君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	田村恵子
書記	荒井美香
書記	久保田新一

開 会 (午前 9時01分)

○開会の宣告

○議長（高橋祐二君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第3回千代田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長（高橋祐二君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今定例会に付議される案件は、町長提案の報告1件、条例制定1件、条例改正ほか2件、人事案件1件、決算の認定5件、補正予算4件であります。

続いて、例月出納検査結果報告については、平成29年度4月分、5月分、平成30年度4月分、5月分、6月分が監査委員よりなされておりますので、報告いたします。

また、教育委員会から千代田町教育委員会の点検・評価報告書が提出され、お手元に配付いたしましたので、報告いたします。

出席説明員については、今朝ほど配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（高橋祐二君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今定例会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第125条の規定により、

7番 襟 川 議員

8番 小 林 議員

以上、2名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（高橋祐二君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から14日までの11日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から14日までの11日間と決定いたしました。

○一般質問

○議長（高橋祐二君） 日程第3、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順といたします。なお、質問は全員一問一答方式で行います。

最初に、5番、森議員の登壇を許可いたします。

5番、森議員。

[5番（森 雅哉君）登壇]

○5番（森 雅哉君） おはようございます。議席番号5番、森雅哉でございます。議長の許可を得ましたので、通告に基づきまして質問させていただきます。

マイキープラットフォームの運用について質問させていただきます。まだ取り組んでいる自治体も少なく、千代田町の町民からの要望も少ないと思いますが、将来の展望についてお聞かせいただきたいので、よろしくお願いいたします。

まず、町民の方でもご存じない方がいらっしゃるかもしれませんので、簡単に概要を説明させていただきます。総務省が平成29年9月、マイナンバーカードを活用して公共施設で利用できるカードを1枚にまとめられるマイキープラットフォームの運用を開始すると発表しました。先行的に参加する東京都や千葉県東金市など33の自治体で、図書館など住民向けサービスで利用を始めたとのこと。簡単に言いますと、マイナンバーカードと連携して図書館のカードとして使ったり、各地の自治体ごとに行っているポイント制度とも連携できる仕組みです。更に、このマイキープラットフォームを使うことで、クレジットカード会社のポイント、航空会社のマイレージ、電力会社のポイントなどを自治体ポイントに交換して利用することができるようになります。この自治体ポイントは、地方の名産品を購入することなどにも利用できます。これは、地域経済応援ポイントと呼ばれるもので、自治体ポイントに交換することができます。群馬県では前橋市が実証実験を行いました。千代田町に当てはめてみますと、各個人で使っているクレジットカードのポイントが千代田スマイルポイントに交換できるということになります。マイナンバーカードの普及や、その利用者を増やすことに貢献できる仕組みでもあります。

さて、それでは質問に移らせていただきます。まず最初に、確認をさせていただきたいのですが、総務省からマイキープラットフォームの活用については何か連絡が来ていますでしょうか。また、それは一度ぐらいお知らせがあった程度か、あるいはぜひ活用してほしいという感じで何度かあったかどうかを教えてくださいませんか。これにつきましては、総務省がどれぐらい普及に力を入れているかについて知ることができる一つの材料となりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 皆さん、おはようございます。森議員の質問にお答えいたします。

総務省からの連絡状況についてで、現段階では次の2つの通知が届いております。1つ目は、平成28年9月16日付で、総務大臣より、マイナンバーカードを活用した住民サービスの向上と地域活性化の検討についてという通知が発出されております。この通知は、マイキープラットフォームについて、国において実証事業に要する補正予算が計上されたため、地方自治体へマイキープラットフォームの実証事業への参加を呼びかけるものとなっております。

2つ目は、平成29年11月7日付で、総務省大臣官房地域力創造審議官より、マイナンバーカードを活用した住民総活躍・地域の消費拡大サイクルの全国展開について通知が発出されております。この通知については、平成29年9月25日にマイキープラットフォーム及び自治体ポイント管理クラウドなどのシステムが先行稼働を開始したため、住民総活躍の支援や地域の消費拡大に向けて自治体ポイント管理クラウドへの自治体ポイントの設定や、図書館等の窓口端末のマイキープラットフォームの登録などの取り組みの促進を地方自治体へお願いするものとなっております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 5番、森議員。

○5番（森 雅哉君） ありがとうございます。2回お知らせが来たということで、実際始まる前と始まった後ということで、確認していただいてありがとうございます。

次の質問です。もし千代田町でマイキープラットフォームを導入した場合は、システムへの接続や窓口対応などが必要になると思いますが、費用はどれぐらいになるか、概算でももしわかるようであれば教えていただけますでしょうか。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 費用の面ということですが、まずマイナンバーカードを図書館利用者カードとして利用するための導入経費についてですが、電算会社に確認したところ、作業費として30万円から40万円程度、その他具体的な金額は明示できないが、図書館システムの改修費、カードリーダーなどの機器の費用が必要ではないかとのことでした。

次に、マイキープラットフォームと自治体ポイントの連携に係る導入経費でございますが、同じく電算会社に確認しましたが、導入事例などがいないため、現段階では算出できないとのことでした。既に自治体ポイントとの連携の実証事業を行っている前橋市に導入経費について問い合わせしたところ、システム改修については国が管理している自治体ポイント管理クラウド内のシステムを利用しており、また接続についても直営で行ったため、特に費用はかかっておらず、それ以外の経費ではカードリーダーなどの機器購入費を要したとのことでした。千代田町で導入した場合には、システムの接続作業を専門業者に委託する必要があると思いますので、その業務委託料並びに専用の端末やカードリーダーなどの機器購入費が必要になるかと思っております。

○議長（高橋祐二君） 5番、森議員。

○5番（森 雅哉君） いろいろと調べていただいてありがとうございます。まだ導入事例も少ないようなので、はっきりした数字はわからないと思いますけれども、大体の様子はわかりました。ありがとうございます。

それについて少し関連して質問させていただきます。千代田町においては、マイナンバーカードの普及というのはどの程度でしょうか。発行の割合について、数字も各議員に資料として配付されておりますが、直近の数字にはまた変更があるかもしれませんので、一応確認のためにお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 千代田町におけるマイナンバーカードの交付枚数は、平成30年7月31日現在で1,056枚となっております。千代田町の全人口1万1,446人に対する交付率は9.2%となっております。参考までに、マイナンバーカードの交付率は、総務省公表では、平成30年3月31日現在で全国で10.7%、群馬県が8.9%という状況になっております。

○議長（高橋祐二君） 5番、森議員。

○5番（森 雅哉君） ありがとうございます。千代田町は、群馬県の中では少し普及率が高いということですが、大体全国平均レベルということがわかりました。ありがとうございます。

マイナンバーについては、企業でも使われたり銀行や証券会社への届けなど、使う場面が増えました。しかし、マイナンバーカード自体については、多目的利用については全国的にはまだ進んでいないように感じます。例えば千代田町では、図書館カード、温水プールなどの施設利用なども考えられますが、それについての将来的な取り組みについて、現時点ではどのように考えていらっしゃいますでしょうか。採用してみたい、今のところは特にない、あるいは予定はないなど、現時点でのお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） マイナンバーカードは、多目的に利用することができまして、マイキープラットフォームを利用して図書館利用者カードとしても活用することができます。マイナンバーカード1枚でさまざまなサービスを利用できることは、利用者にとって利便性の向上につながると思いますが、その反面、マイナンバーカードを持ち出す機会も多くなるため、マイナンバーカードが盗難や紛失の可能性やセキュリティー上の問題といった不安要素もあるのではないかと思います。そもそもマイナンバーは、日本国民全てに12桁の個人番号を付与し、社会保障、税、災害対策分野に利用範囲を限定し、導入されたもので、それ以外はみだりに他人に知らせないように大切に保管するようにとのことだったと思います。現在全国的にも導入事例は少なく、現段階では実証を確認中といった状況であります。先ほど議員のほうからお話がされたように、群馬県で試験的に前橋市が行ったと伺っており

まずけれども、隣の県の川口市では、クレジットカードにたまったポイントをマイナンバーカードに移しかえて金券に交換し、地元商店で使えるようにポイント券発行事業を始めております。総務省が推進するマイキープラットフォーム事業の一環で行っておると伺っております。既に実証、導入している自治体の動向や費用対効果、安全性などを確認し、導入については、まず町民が安心して利用できる環境が整ってから検討を進めていきたいと考えております。

○議長（高橋祐二君） 5番、森議員。

○5番（森 雅哉君） ありがとうございます。確かに紛失の問題とかいろいろな課題があると思います。まだいろいろなところで導入されていないので、今後どのような問題が起こるかもわかりませんので、その辺はまた慎重に進めていただければと思います。

最後の質問です。クレジットカードのポイントを自治体ポイントに変換できるマイキープラットフォームへの取り組みについてお聞きしたいと思います。今の質問と少しかぶるのですけれども、千代田スマイルポイントは、今年の7月から始まりました。ごみリサイクルとポイント制度との組み合わせは、千代田町のごみ問題を解決するすばらしいアイデアだと思います。また、健康ポイントも同時に始まったのは画期的なことだと思っています。ポイントをこつこつとためる楽しさ、達成感、そしてそれが更に千代田町のリサイクルの向上、健康増進に加えて商業振興につながるというとてもよい取り組みです。そこで、ぜひ地域経済応援ポイントと、ちよだスマイルポイントの連携について検討していただければと思います。今の質問とかぶるのですけれども、クレジットカードのポイントを川口市のようにちよだスマイルポイントにしていくということについて、今後検討していただけるのかどうかを確認させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） マイキープラットフォームを利用したマイナンバーカードによる自治体ポイントの活用についてですが、千代田町において、今年の7月より開始したちよだスマイルポイント事業により付与されるポイントが自治体ポイントに当たるかと思っております。ちよだスマイルポイント事業は、健診や健康教室などへの参加やごみのリサイクルによってポイント手帳にスタンプを押してもらい、500ポイントたまると町商工会の商品券と交換できるというものです。事業期間は、平成32年3月31日が期限となっております。その後については、利用実績や効果の検証などを行いまして、事業の継続、改善または廃止について検討することとなっております。

現在ちよだスマイルポイント事業は、開始より2カ月が経過しております。順調に進んでおりますが、事業期間中にポイントの付与方法を変更することは混乱を招くおそれもあると思います。そのため、現在のちよだスマイルポイント事業では、現状の運用方法で進めていくものとし、事業期間の期限までには先行自治体の動向や千代田スマイルポイント事業とマイキープラットフォームを適切に組み合わせることができるか、またポイント付与に係る費用対効果がこの事業に見合うものかなどを検

討し、セキュリティ上の問題など安全性の担保が確認されれば、平成32年4月1日以降の次期ちよだスマイルポイント事業に反映させることも考えていきたいと考えております。

○議長（高橋祐二君） 5番、森議員。

○5番（森 雅哉君） ありがとうございます。平成32年の次のところで、今までの実績を考えながら、また次の取り組みの中でマイキープラットフォームについても検討の中に入れていただけるということで、私も今回質問をしましていろいろとよくわかりました。いろいろとありがとうございます。

これで質問を終わります。

○議長（高橋祐二君） 以上で5番、森議員の一般質問を終わります。

続いて、8番、小林議員の登壇を許可いたします。

8番、小林議員。

[8番（小林正明君）登壇]

○8番（小林正明君） 議席番号8番、小林正明です。それでは、議長の許可をいただきましたので、これより一般質問に入らせていただきます。

通学路の児童生徒の安全対策についてお尋ねいたします。通学路における児童生徒の交通安全と防犯対策等についてであります。平成28年、熊本地震においては、2度の震度7に見舞われた益城町では、約260カ所の塀の7割近くが倒壊いたしました。また、本年、平成30年、大阪府北部地震におかれましては、小学4年の女儿がブロック塀の下敷きになって亡くなったという現実がございます。近年の地震災害において、ブロック塀の倒壊による人身事故が発生しております。少し古くは、昭和53年の宮城県沖地震と言われております。

それでは、具体的に質問に入らせていただきます。1、通学路の交通安全対策はどのように行っていますか。通学路のブロック塀などの危険箇所は確認されましたでしょうか。また、その結果と対策等についてお尋ねいたします。

項目として4つございます。まず1つ目です。スクールゾーンのコンクリートブロック塀、石塀などの安全点検パトロール等は実施されましたでしょうか。企業や個人所有も含めてであります。

2つ目です。老朽化した塀を撤去して生け垣を設置したら費用を補助するなどの考えがございますでしょうか。

3つ目、ブロック塀安全点検表、点検項目15あるそうですが、に基づいた点検を行っておりますでしょうか。ちなみにその点検項目の指針をしているところは、公益社団法人日本エクステリア建設業協会だそうであります。

4つ目です。学校周りの敷地における外壁の安全確認は行いましたでしょうか。また、その結果について報告をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 小林議員のご質問にお答えいたします。

通学路のブロック塀の危険箇所を確認したかどうかということですが、去る6月18日に発生しました大阪府北部を震源とする地震により、学校施設のブロック塀が倒壊し、その壁に挟まれた児童が亡くなるという痛ましい事故が発生しました。先ほど議員からも指摘がありました。この事故を受けて、文部科学省から学校におけるブロック塀等の安全点検等についての通達があり、学校施設設置者において学校の安全点検を実施することになりました。そこで、各学校長に対し、学校敷地内のブロック塀等を早急に点検するように指示をいたしました。また、教育委員会職員により、6月19日に学校及び通学路について目視での点検を行い、6月26日には学校施設内にあるブロック塀等の詳細点検を実施いたしました。町内学校施設の中で唯一東小学校において、施設の西側にブロック塀がありましたので、建築基準法施行令に基づき、壁の高さ、壁の厚さ、鉄筋の有無、控え壁の有無と間隔、基礎の有無と根入れの深さ、モルタルの状態等を確認いたしました。その後、専門的な観点からも確認が必要であると判断し、建築基準法に見識のある一級建築士に調査を依頼いたしました。その結果、控え壁の間隔について、建築基準法施行令に適合していない部分があることが判明しました。そのため、一刻も早く改修すべきと考え、夏休み期間中でもありましたので、当該ブロック塀を早急に撤去し、建築基準法に適合したブロック2段積みのフェンスに改修いたしました。

今後も、文部科学省や県等から学校施設及び通学路の安全点検の詳細が示されることと思います。特に通学路に関しましては、教育委員会の調査や保護者からの情報提供により、危険性のある民間所有の施設等が確認されております。現在までのところ、通学路部分の安全点検は、文部科学省の調査項目等が未定であります。建築部局を初めとした関係所管と連携を図りながら、子供たちの安全・安心のために適切な対応を図りたいと考えています。

なお、ブロック塀にかえて生け垣を設置の際の補助制度等々についてもご質問がありましたが、経済課の所管になりますが、町内の植木等の保護、育成や緑化推進を目的に生け垣を造成する方に対し、必要経費の一部を助成する補助制度を今年6月に新設し、7月号の町広報紙に詳細を掲載いたしました。諸条件はありますが、交付額は1メートル当たり2,000円以内で5万円を上限に補助金を交付されますので、これらの制度をご活用いただきたいと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（高橋祐二君） 8番、小林議員。

○8番（小林正明君） ありがとうございます。

県教育委員会により、通学路変更検討の呼びかけという新聞記事を読ませていただきました。先ほど教育長の答弁にもございましたが、通学路の安全性を確保するという事で、学校内はもちろんそうなのですが、通学途中、通学路の周辺でブロック塀がある。それが民間あるいは企業等、個人といいますが、そういった場所でなかなか緻密な検査ができないとか、問題点があっても指摘しにくいといいますが、私有地であることが対応の壁になっているという報告もあるようであります。ただ、学

校関係者としては、子供の安全が第一でありますので、その辺が難しい苦悩のあるところであるかと思えます。もしそういう場所があったかどうか、もう一度お尋ねしたいのですが、それとその場合は、通学路の変更等をする箇所があったのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（高橋祐二君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 質問にお答えいたします。

目視によって115カ所の改修等が必要であるというふうに判断をいたしました。ブロック塀、石塀、万年塀などがありますが、特に通学路で危ないなと思う箇所は1カ所ありました。それは通学路に面していましたが、これはJ I S規格の万年塀でしたので、どのようにこれからそうした方との折衝をしていくのかということも含めて、個人所有のものでありますので、なかなか難しいところがありますので、今後国の指針等を踏まえながら、関係機関と連携して取り組んでいけたらいいなというふうに考えているところであります。

○議長（高橋祐二君） 8番、小林議員。

○8番（小林正明君） どうもありがとうございました。

それでは、次の質問に入らせていただきます。農道の中の通学路安全対策についてお尋ねいたします。農道の通学路の安全対策はどうすべきなのか。また、どのように実施されているのか、お尋ねいたします。ちなみに、私も実はびっくりしたのですが、農道の速度、最高速度、これは何と60キロメートルアワーなのです。交通標識が特にない農道についてであります。2つありまして、それは1つ目です。農道の通学路の安全対策をどのようにすべきか、どのように考えておりますかということです。

2つ目、通学路、これは赤岩地区町道の問題点を指摘させていただきます。先般、千代田町の町道3-214号線、これは場所としては、あんしんケアから東部方面、千代田消防署に向かう農道のことであります。何カ月か前、交通事故が発生いたしました。ワンボックス車に一時停止を無視した車が側面衝突事故を起こしました。そして、その車は3回転ほどしてソーラーのシステムというか、ソーラーの上に追突したと聞いております。また、大型車両が走行できるといいますか、進入できますので、先般もやはり消防車とすれ違いができないなどと弊害が出ているようであります。つきましては、そういったところの通学の安全確保のためにどのようなことを考えていくべきなのか、どのようなことをやっていらっしゃるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 通学路の安全対策ということですが、農道の中の通学路の安全対策だと思っております。外側線の補修を中心に対策をしております。本町の小中学校の通学路の中に、大規模な農作地を通る場合は、舞木、赤岩、萱野、下中森地内等があります。外側線の引き直しを順次実施して

おります。ちなみに、ここ3年間の実績は、平成27年度1,050.8メートルであります。全体で交通安全対策に使った費用が237万2,400円であります。平成28年度が3,760メートル、全体で284万9,040円でした。昨年、平成29年度が4,796.5メートルです。全体の交通安全対策に使った費用が431万6,760円でありました。車両運転者へ車道の範囲を明確化し、交通事故防止を図っております。また、「止まれ」の路面標示が薄くなっているところの補修については、これまでに事故の発生が多い場所などは、標示をより目立つような形で設置するなどの対策を行っております。ちなみに、平成27年度が「止まれ」の補修は、停止線ですね、これが8カ所であります。平成28年が42カ所であります。平成29年が6カ所であります。

更に、赤岩、萱野地内にあります農道の交差点では、見通しがよいにもかかわらず事故が多発しております。この周辺の交差点には、「止まれ」の停止線の手前にリブ式のラインハンプという凹凸のあるラインを入れてあり、凹凸があることで減速させ、安全確認を促している場所もあります。また、農道の最高速度ですが、一般的な道路と同じで、規制がない限りは60キロで走れる形となっております。これは道路交通法にもうたっております。私も教習所へ行ったときに勉強したことをよく覚えております。これはもう30年、40年前からの規定だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、赤岩地区の町道の問題点ですが、薄くなった白線等につきましては補修を行いたいと思っております。「止まれ」の標識については、標識の縁に明かりがつく形状のものもありましたが、現在群馬県警では、形状の標識は設置しておらず、標識板自体の反射率が高い素材を使用した「止まれ」の標識を設置しております。

いずれにいたしましても、運転者のマナーやモラルの部分が大いわけであります。ポストコーンの設置やゼブラゾーンの設置についても、物理的に視覚効果などにより走行しづらくして速度を抑制する対策となりますので、日常的に生活道路として利用されている方へは不便を来すことも想定されます。もしそこまでの対策を望まれるのであれば、地元区長さんや警察と協議をさせていただきまして、地元調整が整えば、対応を考えていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 8番、小林議員。

○8番（小林正明君） ありがとうございます。道路の通行規制といいますか、標示等は本当にいろんな方法があるかと思っております。通学路の安全確保、これは非常に問題点も多くありますし、また町長おっしゃるように費用の面でも大変な金額がかかることとなります。ただ、住民の安全と、通学路に関しては子供たちの安全を考えれば、第一優先にやっていただきたいと思う次第であります。人手も費用もかかるわけですが、命を守るための、ぜひとも大切なことと考えますので、今後とも引き続き進捗の進むようお願いしたいと思います。

続きまして、通学路の車両乗り入れの現状についてお尋ねいたします。これは正直申し上げにくいところでもあるのですが、あえて企業名は申し上げませんが、やはり赤岩地区であります。通学路のグリーンベルトの上をトラック、フォークリフト車が作業をしている現状がございます。まさ

しくグリーンベルトの上です。白線、グリーンベルトの上であります。対策としてどのように考えていらっしゃるのか。スクールゾーンの明確な標示をするべきではないのかな、あるいは立て看板等、周知をするべきではないのかなと思う次第であります、ご回答をお願いしたいと思います。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 通学路上をトラック、フォークリフト車が作業を行っていることについて、現状確認しているのかとの質問ですが、ご指摘の道路については、もともと通学路指定がされている路線で、幅員が広いわけではなく、沿線には会社が隣接され、その会社の敷地が手狭ということもあり、敷地と道路の一部を利用した作業が見受けられました。近年では、営業状況の面から大型車両の出入りが多くなりまして、危険な状況となっていたところ、地元からの要望により整備を実施したところであります。整備前は、通学路として明確な標示がなかったため、歩道エリア分のポストコーンの設置やグリーンベルト標示により通学路としての安全確保を図ったところであります。現状については、会社側でも認識されており、安全面で十分注意を図っている中で、昨今新たな工場敷地を取得し、業務を分散することから改善に向けての対応をいただいております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 8番、小林議員。

○8番（小林正明君） ありがとうございます。ということは、現在から将来に向けては、通学路のスクールゾーンとして、通学道路として安全は確保されていると解釈してよろしいでしょうか。わかりました。

それでは、次の質問に入らせていただきます。防犯灯、防犯カメラの設置の考えについてお尋ねいたします。特に防犯カメラの役割と効果について少し申し上げたいと思います。子供の安全のため防犯カメラは重要であります。単に録画するだけでなく、犯罪者が嫌う人の目となり、犯罪を未然に防ぐ、犯罪は許さないという明確な意思表示となります。登下校の見守りや保護者、防犯ボランティアさんなどの引率が行われておりますが、このような活動が明確な意思表示となり、犯罪を企てる不審者対策への抑制にもなります。もちろん地域安全マップも大事であります。

1つ目の質問です。防犯灯、防犯カメラの設置基準はどのように考えておりますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 防犯灯、防犯カメラの設置基準ということですが、防犯灯は地元区長さんからの設置要望を受けて設置しております。主に電柱に取りつけていますが、電柱がない場所については、柱や電柱を新たに設置することになるため割高となります。物理的に設置が難しい場所もありますが、できる限りの対応はさせていただいております。昨年度は、町内企業から高額な寄附を

いただき、多くの防犯灯を設置することができました。これより犯罪抑止の効果がより一層高まったものと考えております。参考までに、ここ3年間、平成27年度が43件でありました。104万7,990円、平成28年度が58件、171万8,388円でありました。平成29年度88件、142万4,520円でありました。

また、防犯カメラについては、町内の公共施設への設置が済みまして、平成28年度より通学路を含め設置を開始しております。昨年度は、通学路へ3台のカメラを設置いたしました。今年度は、東小、西小各地区の通学路に1台ずつ設置予定であります。設置の考え方といたしまして、通学路を中心に設置を考えております。子供たちの安全・安心を見守り、犯罪抑止に努めたいと思います。

○議長（高橋祐二君） 8番、小林議員。

○8番（小林正明君） ご丁寧な答弁ありがとうございました。

続きまして、2つ目、最後の質問になります。防犯カメラの設置箇所、新たな計画はありますでしょうか。ちなみに、そういう場所というのは、いろいろ探すといえますか、危険箇所はあるかと思いますが、通学中の子供全部が映り、かつ人の目が届きにくい箇所に設置するのがよいかと思いますが、お尋ねしたいと思います。ちなみに、13区の話で恐縮なのですが、谷田川放水路、谷田川の監視道路が舞木、新福寺、そして大泉の吉田方面に続いております。ここに先般、数年前に区長を經由で要望しまして防犯灯はつきました。かなり暗さといえますか、そういう意味の安全面では改善されたわけですが、実は防犯カメラが一台もありません。特に生活道路、通学路として舞木、中島地区の方、そしてもちろん新福寺もそうなのですが、大泉、太田方面への人の流れといえますか、通学、通勤、病院に行く、買い物に行く等の人たちが通っております。そういったことで、子供たちの安全確保と住民安全確保のために、犯罪防止抑制のために防犯カメラがぜひとも必要かと思いますが、その辺ももしご配慮いただければよろしいかと思うのですが、回答をお願いしたいと思います。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 防犯カメラの設置箇所については、先ほど設置基準の考え方でお話しさせていただきましたが、通学路を中心に設置を考えております。通学路に防犯カメラの設置を始めた段階ですので、子供たちが通る場所に設置を考えております。また、通学路の子供たちができるだけ長い間、映像におさまることが死角となるような場所にと考えておりますが、カメラの設置については、あえて人目につく場所を考えております。この考え方については、カメラの設置してあることがわかることによって、犯罪抑止の効果が見込めるためであります。このような形で町内の犯罪発生を一件でも少なくなるよう取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

また、先ほどお話が出たように、谷田川用水路等の話なのですが、実はケーブルテレビのほうにもお話をしまして、今ケーブルテレビの111チャンネルだと思っておりますけれども、ライブですと館林、明和町等を流しているのですが、このようなことも考える必要があるかなと思っていますので、できれば昨年、台風21号、10月だったのですが、川の水位がわかるようなこともひ

とつ検討してくれという話はしております。更に、それをすることによって、昨年被害があった中島地区を中心に越水とか、そういう部分も含めた中で、これから町民の安心・安全を守るためにも対応できるかなと思っていますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 8番、小林議員。

○8番（小林正明君） まとめとさせていただきます。

いろいろご丁寧な答弁ありがとうございました。前向きに一生懸命考えていらっしゃる、また具体的なことでも着手されていることを確認させていただきました。ありがとうございます。

そして、まとめでありますので、更にもう一言申し上げたいと思います。児童生徒の安全確保は、何よりも優先すべきことだと思います。先ほども同様に申し上げました。費用も手間もかかりますが、しっかりと対応すべきものであります。

最後に、中学男子の投稿記事を紹介して質問を終了させていただきます。防犯カメラを増やして、14歳の中学生。川崎市の中学生の投稿記事、短いものを読ませていただきます。部活で遅くなり、人通りも街灯も少ない道を帰ることが少なくありません。事件に巻き込まれないかととても不安です。少ない電力で明るいLEDライトも開発されているのだから、もっと街灯や防犯カメラを増やすべきです。また、スマートフォンで音楽を聞きながら夜道を歩くのではなく、周りに気をつけて歩けば被害は減るのではないのでしょうか。少しでも事件が減ることを願っています。まさしくこれを読ませていただいたときに、私ももうずばりこれだなと思ったのです。我々大人は、ほとんど車社会で生きていますので、余り現実としてそういうことを経験というか見ることが少ないのですけれども、たまたま新福寺地区といいますか、13区の山林等あるいは谷田川放水路周辺等で空き巣、それから性的な、露出するというのは、そういうよからぬ人があらわれたこともありますので、防犯灯、そして防犯カメラはその抑止効果になるというのは本当に必然的なものでありますので、今後とも十分検討された上で、費用対効果を考えて、ぜひとも進捗できるように要望させていただきます。ありがとうございます。

これで私、小林正明の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋祐二君） 以上で8番、小林議員の一般質問を終わります。

ただいまから10時10分まで休憩いたします。

休 憩 （午前 9時53分）

再 開 （午前10時09分）

○議長（高橋祐二君） 休憩を閉じて再開いたします。

続いて、4番、大谷議員の登壇を許可いたします。

4番、大谷議員。

[4番（大谷純一君）登壇]

○4番（大谷純一君） 改めまして、おはようございます。4番、大谷でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思っております。

最初に、教育現場における熱中症対策について質問させていただきます。近年では、気候変化の影響で7月の梅雨明けが早まったり、7月の梅雨明け前から猛暑日があったりと昔の感覚が通用しなくなってきております。本年7月17日、愛知県豊田市の市立梅坪小学校では、小学校1年生が虫とりの校外学習が終わったところで熱中症により死亡してしまいました。校長の記者会見では、判断が甘かったと痛感していると声を詰まらせたとありました。報道によりますと、毎年恒例とはいえ、暑い中、小学1年生を約1キロ歩かせ、日陰の少ない公園で虫とりをさせ、更に問題なのは、児童が体調不良を訴えるも何もせず、意識を失ってから救急車で病院に運ばせたが死亡したという事件であります。学校側は、適宜水分補給をさせたという報道もありますが、一方でトイレが我慢できなくては困るので、水分補給をさせなかったという報道もありました。いずれにいたしましても、とうとい命が奪われたことは事実でございます。これは明らかに校長や教員は最善を尽くしての死亡ではなく、教員の生命に対する認識不足であり、人災であり、業務上過失致死に当たると私は認識しております。行政にとっては、民事裁判で争われてもやむなしという状況にあると推察できます。

1954年にアメリカの海兵隊新兵訓練所で熱中症のリスクを事前に判断するために開発されたもので、暑さ指数、これは英語で言いますとWet Bulb Globe Temperatureというものがああります。日本語で言うと湿球黒球温度という聞きなれない言葉であります。湿度と日射と輻射熱、気温による掛け算式により求められますが、この数式はISO等で国際的に規格化されています。気温35度以上、暑さ指数31度以上では、運動は原則禁止、気温31度から35度まで、暑さ指数が28度から31度までが嚴重警戒、気温28度から31度で暑さ指数25度から28度までが警戒とあります。簡単に申しますと、気温が低くても湿度が高く、直射日光があり、風も吹いていないと暑さ指数は高い数値が出るということになります。

さて、本町では、東西保育園、東西幼稚園、東西小学校、中学校が行政が管理監督しているところになりますが、熱中症に対してどのようなマニュアルができているか、教育長の答弁を求めたいと思っております。お願いします。

○議長（高橋祐二君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 大谷議員さんのご質問にお答えいたします。

幼稚園、小学校、中学校での熱中症対策はというご質問ですけれども、各園、各学校では、環境省が作成した熱中症環境保健マニュアルや独自のマニュアル等を使い、それぞれの実態に沿った対策を講じております。まず、幼稚園ですけれども、危機管理マニュアルの中に「熱中症を防ごう」という項目を設定しており、帽子の着用や小まめな水分補給、室内の温度管理等について、全職員の共通理解を図っております。また、熱中症の疑いのある場合には、園児の症状に応じて園内で処置をするか、

医療機関へ連れていくか、緊急搬送をするかを定めています。

保育園では、独自のマニュアルはありませんが、厚生労働省作成の「熱中症予防のために」や環境省のマニュアルをもとに室温の確認や帽子の着用、水筒を持参させるなどの対策を行っています。また、保健だより等を使い、園長が全職員へ注意喚起をしております。今後は、園に合ったマニュアルを作成していくと聞いております。

小学校では、さまざまな状況に対応した学校危機管理マニュアルを作成しております。その中に熱中症発生時救急体制の項目があり、児童の状況に応じた対応について細かく示され、指示系統についても明示されています。また、予防として、体育や休み時間など外で過ごす場合は、必ず帽子をかぶらせることや、体育では水筒を持たせ、水分補給の時間をとるなどの対応をしています。更に、環境省が開設しております熱中症予防情報サイト等を参考にして、これは暑さ指数、先ほど議員さんがおっしゃっていましたが、31度C以上のときに運動やプールを原則中止しております。この暑さ指数については、先ほど言われたとおり、熱中症を予防するための目的として1954年にアメリカで提案された指数であります。単位は気温と同じ摂氏度で示されますが、その値は気温とは異なり、人体と外気との熱のやりとりに着目した指標となっています。人体の熱収支に与える環境の大きい湿度、日射、輻射などの周辺の熱環境、気温の3つを取り入れた指標です。環境省では、運動に関する指針を示しており、この暑さ指数が31度を超えると運動は原則中止を推奨しています。町内の小学校では、この暑さ指数を参考にして運動やプールの授業を行うようにしています。

最後に、中学校ですけれども、部活動における熱中症対策として、生徒の健康状態の確認や小学校と同様に暑さ指数による中止の判断などが示されております。また、中学校のホームページ上でも公開しております。熱中症が疑われる場合の対応としましては、環境省のマニュアルをもとに応急処置を行っております。

以上のような取り組みでございます。

○議長（高橋祐二君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） 今暑さ指数をちゃんとわかっているということなのですが、これは多分市販というかネットでも機械が売っていると思うのですが、それはまずそれなりの保育園なり幼稚園なり配備されているのか。教育長のご答弁にありましたけれども、それは数が足りているのかというのをちょっと今お聞きしたものですから、追加でお聞きしたいと思います。

次に、管内の学校等について質問したいと思います。この夏、例えば7月から現在まで、校内もしくは校外活動の時間中に熱中症による事例は町内においてありましたでしょうか。

○議長（高橋祐二君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 質問にお答えいたします。

まずは、先ほどの事例に関して、暑さ指数に関する機械、センサー、それは足りているのか。購入

したのかということですが、小中学校は今年度の暑さを踏まえて購入して、それをもとにして計時しながら、教頭さんを中心にして運営をしておりますが、まだ幼稚園等には導入されていないので、様子を見ながら、お金のことを考えながら導入できるように努力していきたいと思っております。

次に、ご質問の熱中症の事例はということですが、今年の夏ですけれども、まず気象庁が災害とまで発表しました7月の猛暑ですけれども、隣接する熊谷市で観測史上41.1度を記録しました。関東地方の7月の平均気温は平年より3度高く、異常気象であったと言われております。こうした中、今夏における管内の熱中症の事例は4件ありました。7月が3件、8月が1件でありました。学年別では、中学1年生が1件、中学2年生が2件、中学3年生が1件です。うち2件は郡中体連夏季大会中の事例であります。ほか2件は部活動の練習中に起きたものです。全ての事例において、医療機関の受診後、すぐに回復している事例でありました。

以上でございます。

○議長（高橋祐二君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） ぜひとも暑さ指数をはかる機械、そんなに大変な金額ではないと思います。多分数千円だと思いますので……もっとしますか。私がネットで見たとき数千円から1万数千円であったと思うのですけれども、ぜひそんなに高いものでもないと思うので、子供たちの生命を守るために購入していただきたいなと思います。

先ほど4件ですか、熱中症による事例があったという教育長のご答弁ありましたけれども、館林市内で行われた剣道部の夏季大会で、本町中学生が熱中症により救急搬送された事案というのを私承知しておりますが、それは事実でしょうか。詳細でなくても結構なので、その後どうなったか、ご説明いただければと思います。

○議長（高橋祐二君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） ご質問にお答えいたします。

中体連中の熱中症ですけれども、事実ございました。先ほど答弁しました4人のうちの1人が該当します。館林市立第四中学校の体育館で行われた郡中体連夏季剣道大会において起きた事例です。そのときの状況を説明いたしますと、当該児童は、試合開始前、剣道武具をつけて30分程度ウォーミングアップを行い、開会式を終えたところで気分不良と頭痛症状を訴えました。その後、水分補給をさせようとしたのですが、自分で飲むことができず、救護担当がエアコンをつけた保健室にて脇、ものつけ根等を冷やすなど手当てを行いました。体温は36.6度で会話もできましたが、寒気を訴え、一時的にけいれんがあったため、副顧問が付き添い、救急搬送しました。診断はやや重めの熱中症、脱水症状がありました。保護者へ連絡し、病院に来ていただき、経緯を説明いたしました。生徒はその日の午前中に病院から帰宅し、自宅で療養したところ、回復したということでご報告を受けております。

以上でございます。

○議長（高橋祐二君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） 常日ごろ、私は上に立つ者、つまり教育長だったり、現場では学校長だったりするわけですが、第一は児童生徒の命を守るというのが大前提だと思います。それは熱中症もそうですが、水害や火災もそうだと思います。部活動の試合も、1年間練習させてきたのだから試合をさせてやりたいという情が先に立ってしまっただけでは命を守れません。管理者は中止する勇気、やめる勇気が何よりも大切だと考えます。私も議員になりひしひしと感じるのは、公務員というのは前例主義で、去年は何月に何をしました。だから今年もというようなことばかり考えている傾向があります。本町では、小学校では運動会、中学校では体育大会が9月に行われる予定です。全国的にこのような事象があったので、今年度は運動会が真夏日だった場合、中止するような学校が増えるのではないかというふうにマスコミは予測しております。判断基準は学校によって違うと思いますが、気象学的には25度以上が夏日、30度以上が真夏日、35度以上が猛暑日とありますが、本町では運動会等の開催に当たり、判断基準はありますか。また、ここ数年、9月の平均気温が高いようなら、行事自体をもっと涼しい月に変更するとかの英断が必要になるとは思われますが、教育長はどうお考えでしょうか。

○議長（高橋祐二君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 質問にお答えいたします。

まず、体育大会やその他の暑さの判断によっては中止するという勇断も必要ではないかということですが、先ほど述べましたけれども、学校現場においてプールや体育の授業等を実施するかどうかを決める際に、環境省が示している暑さ指数をもとに判断しているということをお知らせしましたが、これに従って、ご質問にありました9月の体育祭や体育大会におきましても、この暑さ指数を基準として学校現場と十分話し合いを行い、判断をしてまいりたいと考えております。

また、実施時期についても検討したらどうかということですが、これはまた現場と十分話し合いをして、どの時期がよいのかどうかをまた検討させていただきたいというふうに考えているところです。

以上でございます。

○議長（高橋祐二君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） 恐らく教育長が幼少時は、30度以上の日なんてなかなかなかったでしょうし、私の幼少時も35度以上の日なんてなかなかありませんでした。でも、今現在は37、8度の日がさらに続き、32、3度になると涼しく感じてしまいます。つまり50年前、30年前とは違うと思います。ですから、30年前、40年前の暑さの経験をしている教員が判断ミスをしてしまう結果となってしまいます。マニュアルに沿ってやれば事故が防げるといえるものではありませんが、ぜひ管理者、教員には中止する勇気を持っていただいて、児童生徒の命を守れるよう教育委員会から指導してほしいと思います。

天気予報では、今日は猛暑日なので、命を守る行動をとってください。冷房を適切に使用してくださいという言葉をよくこの夏、耳にしました。そう言っている中で、部活動をさせているのは危機管理ができていないということになりますので、ぜひちゃんとマニュアルに従いまして中止するという判断をしていただきたいなと思います。

次に、関連質問をしたいと思います。本年、熱中症が各地で多発しましたことにより、千葉県などでは冷房設備の前倒しなどが各地で実施されております。本町の場合、主要教室は冷暖房完備となっているようでございますが、体育館は設置しておりません。一度災害があれば体育館は避難場所となるわけで、寝食をともにする場所となります。そのような中で、冷暖房の設備が必要と言われておりますが、いかんせんコストがかかると予測されております。教育長、積算はしていますでしょうか。または当面本町においては、体育館の冷房設備というのはまだできないというお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（高橋祐二君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） ご質問にお答えいたします。

私個人の見解としては、体育館に冷房を入れてあげたいとは思いますが、それは町の財政なり、それから皆さんのお考え方で、ぜひそういうことを進めていただけたらありがたいというふうに思うところであります。予算的には、皆さんが検討していただけるとうれしいなというふうに考えているところです。

○議長（高橋祐二君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） 予算が許せばの話になってしまいますけれども、大変、多分一般的に教室なんかで使っているよりも大分出力の強いエアコンが必要となりますので、これは財政上ちょっと許される状況ではないのかもしれませんが、ご検討をお願いしたいなと思います。

次の質問に入りたいと思います。たまたま今回私、台風と水害の質問を予定しておりまして、今回も西日本に台風が接近しているという状況であります。平成29年12月議会本会議において、椎名前総務課長に昨年の台風21号を教訓とした水害対策について質問させていただきました。そこで、椎名前総務課長の答弁で、平成27年9月9日に襲来した台風18号の教訓をもとに、9月16日に国土交通省利根川上流河川事務所川俣出張所、群馬県館林土木事務所、町役場、地元区長が出席のもと、再発防止対策会議が開催され、再発防止対策2点を国交省へ要望したとの答弁がありました。1点目は、排水機場の水位を監視し、2.5メートルになったら水門を閉め、強制排水ポンプを稼働させること。2点目は、ポンプ起動時のエラーにより稼働がおくれたということで、その原因を突きとめ、是正する等、2点を要望したとありましたが、その国交省へ要望した回答を得られたのかどうか、石橋総務課長にお尋ねします。

○議長（高橋祐二君） 石橋総務課長。

○総務課長（石橋俊昭君） ご質問にお答えいたします。

平成27年9月16日に実施いたしました国土交通省利根川上流河川事務所川俣出張所、群馬県館林土木事務所、町、地元区長が出席して再発防止対策会議のほうを行いました。そこで、先ほど大谷議員がおっしゃられたとおり2点の要望を国土交通省へお願いしたところでございます。1点目は、休伯川排水機場の操作手順についてであります。洪水時において利根川から休伯川への逆流が始まったときに水門ゲートを閉め、ポンプ運転を開始するというものを、機場内の水位を監視し、2.5メートルになったら、逆流にかかわらず水門ゲートを閉め、強制排水ポンプを稼働させること。2点目は、ポンプ起動時のエラーにより稼働がおくれたということで、その原因を突きとめ、是正するというものであります。これら2点については、休伯川排水機場の操作手順の見直しや配電盤等の点検を行い、従来からの定期的な点検運転等の実施により解消されております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） 次に、昨年の台風21号において、中島地内の利根加用水の通称二ノ堰の水門がさびついていて動かなかつたのではないか、あるいは動きが悪かつたのではないかという質問に対し、椎名前総務課長は、「台風当日、水門の操作では回りが悪く、開閉に難渋したと現地に行った職員からは伺いました。これは、水量が少ないときは通常どおり回るものが、水量が多く水圧が高いときは、回すのに強い力を入れないと回らない、俗に言う戸当たりが強いといったことがございます。このことが操作をおくませた一因であると思えます」ちょっと中略しますが、「今後大型台風等の上陸が多くなると思われますので、水門等の整備や管理については、適正に行っていかなければと考えているところでございます」と答弁がありました。昨年の台風から1年がたとうとしていますが、1年の間にどのような対策を講じたのか、総務課長にお尋ねします。

○議長（高橋祐二君） 石橋総務課長。

○総務課長（石橋俊昭君） 本町において所有している樋門、水門ですね。これについては新福寺地内の統合堰の樋門や舞木地内の二ノ堰の樋門など全部で4カ所の樋門があります。管理については、農繁期である田植え前の水入れの時期や台風などの荒天が予想される時期において、樋門の機器や操作の点検及びスクリーンに堆積したごみの撤去など、必要に応じて行っているところでございます。

また、整備というところでは、昨年度、二ノ堰第1樋門において、ごみや土砂の浚渫工事を実施いたしました。この樋門は、大泉町の古海から中島地区の集落を通過して赤岩方面に抜ける排水路で、休伯川と交差する箇所サイホンの手前に設置されているもので、今回は排水が更にスムーズに流れるよう、サイホン中に堆積したごみや土砂を撤去するための工事を実施いたしました。また、同じく二ノ堰の樋門において、ゲートの開閉操作を更にスムーズに行えるように開閉機ハンドルの修繕工事も行ったところでございます。今年も頻繁に台風が発生し、地域によっては甚大な被害に見舞われていることもあり、本町におきましても、昨年と同規模の台風が来ることも十分想定されますので、引き

続き適正な管理や整備に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） ちゃんと整備をしていただいたということで、二度あることは三度というのでは困りますので、ぜひよろしくお願ひしたいなと思います。

次に、昨年の答弁を再確認して感じたことなのですけれども、私の質問で、国土交通省休伯川排水機場側と町との連携はとれているのかという質問に対し、「運転開始時には、国土交通省利根川上流河川事務所川俣出張所より、利根川及び新谷田川放水路の水位、休伯川排水機場の運転状況など、防災担当窓口となっております総務課のほうへファクスとメールにより連絡が入り、受信確認のファクスを返信し、情報の共有を図っているところでございます」と椎名前総務課長の答弁がありました。そこで、疑問に思ったのが、この排水機場の電力の確保という点であります。この排水機場は、ディーゼル機関駆動1,200馬力とあります。つまり自家発電ではなく自家動力というような感じなのですが、広域にわたって停電した場合でも、この排水機場は電力の影響を受けないということでしょうか。

○議長（高橋祐二君） 石橋総務課長。

○総務課長（石橋俊昭君） ご質問にお答えいたします。

休伯排水機場のポンプ施設について、昭和63年に完成し、平成元年にポンプ1台を増設して、現在2台が完備されている状況です。排水能力としては、ポンプ1台の能力が毎秒10トンあり、2台分の合計で毎秒20トンの排水能力があります。停電時でも排水ポンプ設備は災害などの非常用設備であることから、動力電源は自家発電設備により供給できるよう常用機と予備機の2台が設置されております。維持管理上の必要な照明や監視モニターなどの電源は、通常の商用電源から受電しており、主ポンプ運転には全電力が自家発電に切りかえられ、作動する方式となっております。先ほど述べましたように、1台ではなくて予備機も備えておりますので、一応万全な体制はとっております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） 水を排出するのに万全だというご答弁をいただきました。

次に、大災害時の通信インフラについてお尋ねします。停電時、先ほども町にはファクスとメールが来るといった話だったのですけれども、停電時、ファクスと電話は使えなくなります。最近ではみんなビジネスフォンというか、昔の黒電話というのは停電でも使えるのですけれども、最終的には電話線の断線等があった場合、黒電話も使えなくなりまして、電池式あるいは充電式の無線機だけが通信手段となります。利根川が破堤あるいは越水し、電気が停電、電話線が断線、携帯電話も不通の場合の想定は町ではしていますか。総務課長のご答弁をお願いします。

○議長（高橋祐二君） 石橋総務課長。

○総務課長（石橋俊昭君） ご質問にお答えいたします。

まず初めに、本町の地形なのですけれども、利根川に沿った東西に長く平たんな地形であります。この利根川が破堤等が起き、大災害が発生した場合の対応でございますが、町に災害が発生したときには、千代田町地域防災計画をもとに対応を行うこととなります。しかし、利根川の破堤などによって起きた大災害の場合ですと、決壊した場所にもよりますが、町内もしくはそれ以上上流で決壊が起きれば、町内全域が浸水してしまう可能性が高い状況です。洪水ハザードマップ上では、おおむね1000年に1度の確率で発生する大雨を想定した最大被害区域想定図によりますと、役場庁舎は0.5メートルから3メートルの浸水が想定されております。ということは、庁舎内が浸水し、停電が想定されます。この状態で災害対応を行うということは厳しいかと思えます。破堤する前に避難所として指定されている公共施設や、具体的に名前を申し上げますと、北海製罐さん、サントリーさん、ジョイフル本田さんの2階以上の建物への避難や、町外で身を寄せられることができる知人宅等へ避難するよう対応をとらせていただきたいと思いますと考えております。また、町のマニュアルで通信インフラについては、衛星回線を使った無線電話や消防無線あるいは個人の携帯、スマートフォンでの対応を想定しております。

洪水時の特性として、河川の水位は徐々に高くなっていきまして、堤防の高さの低い場所や鋭角に曲がる場所から越水のほうが起こってまいります。越水する水量が増え、のり尻が洗掘され、堤防自体が水の浸透により、せん断強度の低下などにより破堤が起きるわけですが、あってはならないのですが、千代田町でこのような事態を想定して、洪水に対応するタイムライン、こちらが河川の雨量や水位、河川予報等をリアルタイムで提供するというものでありますが、これらやチェックリストを作成しております。これらをもとに洪水時の対応を行い、可能な限り被害軽減を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） ありがとうございます。

本当に念には念を入れてというのが水防防災ですので、こんなはずではなかったということがないように万全を尽くしていただきたいなと思えます。今年度も台風や梅雨前線などにより内水氾濫の危険性があるわけですが、昨年 の 教訓 を も と に 整備 した 点、改善 した 点 いろいろ あります けれども、点検整備を怠らず、河川の場合には、昨年の町長の答弁で、広域行政でやっていかななくては、川は流れているので解決しないというお話がありましたけれども、ぜひ河川の整備等も連携してやっていただきたいなと思えます。とにかく利根川が千代田町にとって一番脅威ですし、恵みももたらしてくれていますけれども、最善を尽くしていただきたいなと、このように思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋祐二君） 以上で4番、大谷議員の一般質問を終わります。

続いて、7番、襟川議員の登壇を許可いたします。

7番、襟川議員。

[7番（襟川仁志君）登壇]

○7番（襟川仁志君） こんにちは。7番、襟川でございます。登壇の許可をいただきましたので、これから一般質問させていただきます。大変久しぶりでありまして、緊張しておりますが、議長にとめられないようにやっていきたいというふうに思いますので、最後までよろしく願いいたします。

私のほうからは、経済課所管の関係の質問を大きく2つ、観光政策、それから農業政策の一部を質問させていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、最初に町の観光政策についてということで質問させていただきます。本年度、30年度から経済課の商工統計係から商工観光係ということで名前をかえられました。町長の町の観光に対する意気込みが感じられるわけですが、町の観光政策をこれからどのように進めていこうと考えておられるのか、まず質問をさせていただきたいというふうに思います。よろしく願いします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 襟川議員の久々の登壇ということで、質問に真摯に答えていきたいと思っています。

先ほどの質問ですけれども、今年度の機構改革によりまして、経済課内の商工統計係を商工観光係に名称変更させていただきました。これは、これまで商工統計係において観光事業を所管しておりましたが、これまでより更に力を入れまして、観光事業を充実させるために行ったものであります。町の方針といたしましては、各種イベントの企画、運営の充実、観光資源の発掘及び利活用、観光交流の推進に係る施策の企画及び調整、地域情報の効率的、効果的な情報発信などに積極的に取り組んでいくことが重要であると考えております。

具体的には、既存のイベントである千代田の祭川せがきや産業祭、ちよだ利根川おもてなしマラソンなど、これまでの内容を見直し、更にこれを進化をしながら充実したものにしたいと考えております。

また、観光資源の発掘では、野菜の収穫体験を初め、町内にはまだまだ隠れた観光資源がたくさんあると考えております。調査研究を行っていきたいと考えております。

そして、観光交流の推進については、民間企業や民間団体との連携を図りながら、町内外から人を呼び込めるような事業に取り組んでいきたいと考えております。本町に訪れた方々が、本町の魅力を感じ取って、町に対しての関係人口を増やすことによりまして、将来的には移住・定住の促進を初め、商工業の活性化や発展に結びつくものと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 7番、襟川議員。

○7番（襟川仁志君） 千代田町のイベントである川せがき、産業祭、それからおもてなしマラソン

についてもレベルアップをしていくというお話でありましたが、この間の川せがきも大変すごいにぎわいではなかったかなというふうに思います。町のほうも大型バス2台を東京のほうから呼び寄せていたということで、今までにないにぎわいだったというふうに思いますが、地方創生の総合戦略の中で、人の交流促進において、町内への観光客数を平成31年までに4万2,000人から6万3,000人に増やすという目標を立てております。既に達成しているのではないかなというふうに私は思うわけですが、この観光客数、着実に進んできているのか、その推移をお話しいただければというふうに思います。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 本町を代表するイベントであります千代田の祭川せがきや産業祭、ちよだ利根川おもてなしマラソン、更にはレガッタ大会やほかのイベントを通しまして、毎年同じことを行うことでなく、先ほどは大谷議員のほうから、ずっと同じような、運動会等もいろいろあるのですけれども、その中で同じことをやはりするのでなくて、変化を求めながら来場者へ対しまして、イベント関係は記憶に残るようなイベントをやっていきたいと、こう私は考えております。そのように記憶に残る企画に心がけております。その中で、おかげさまで来場者は増加傾向にあると考えております。実績といたしましては、総合戦略策定時の平成26年度の観光客数は6万9,576人でありました。平成29年度は7万9,894人でありましたので、1万318人、約15%の増加となっております。なお、この実績の内訳ですが、川せがき、産業祭、おもてなしマラソン、渡船場の乗船者、植木の即売会、光恩寺の不動尊大祭、東武トップツアーズ参加者などの来場者数を積み上げたものであります。

更に、今年度については、千代田の祭川せがきが大盛況であったことから、更に1万人程度の増加を見込んでいるところであります。増加の要因としては、観光客の半数を占める川せがきでは、メインとなる花火の打ち上げ方法の変更や舞台芸能の充実など、産業祭では会場の移転や抽せん会の内容変更など幾つかの工夫が挙げられると考えております。

また、イベントの魅力を最大限に発信するために、各新聞社、情報誌などにイベント内容について掲載依頼や町ホームページにイベントの動画をアップし、誘客に努めているところであります。今後も更に各種イベントについて、よき伝統は残し、見直しできる部分は見直しを行うなど、創意工夫や観光PRに観光客の増加を図っていきたいと考えております。

○議長（高橋祐二君） 7番、襟川議員。

○7番（襟川仁志君） 既に観光客数が15%も増えてきているということで、この観光政策がうまくいってきているというふうに思いますが、川せがきの話だと、東京のほうからバスを連れてきたということですが、館林のほうの団体の方の話をお聞きすると、結構年とった方でも初めて川せがきを見たという人が結構いたのです。見た感想はというと、大変すばらしいと。こういった伝統あるお祭りが近くにあったのかと。また、花火を近くで見られて大変すばらしい祭りだったという話もお聞きしました。

ということは、近場の町や市でも、意外と川せがきに来られていないのかなというところで、また違った宣伝ができればもっと増えていくのかなというふうに思うところでございます。

それから、次に2020年、これは東京オリンピックが行われる年であります。その年の4月から6月に群馬デスティネーションキャンペーンというものが実施されるという報道がありました。皆さんもご承知の方もいらっしゃるのかなというふうに思いますが、デスティネーションキャンペーンとは、JR各社と自治体、それから観光事業者などが共同で実施する大型観光キャンペーンであります。群馬県では、昭和60年と平成23年と今年3回目ということになるわけですが、2020年が本番で、その前の年、来年がプレデスティネーションキャンペーンと。それでアフターがあって、3年がかりでキャンペーンをするということになります。平成23年のときは、ちょうど東日本大震災があって、大きな効果が得られなかったというふうに覚えておりますが、今回町としてどのような計画を立て、参画する予定なのか、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 2020年から始まる群馬デスティネーションキャンペーンの質問ですが、平成32年度に開催されるこのキャンペーンは、ググっとぐんま観光宣伝推進協議会を中心にいたしまして、地方自治体とJRグループ、観光関係者などが一体となって地域での魅力的な観光資源の紹介、イベント開催やおもてなしの取り組みをJRの宣伝媒体を活用した集中的な宣伝を全国で実施する国内最大規模の観光キャンペーンであります。群馬県が主催としての開催は、今回が9年ぶり5回目となろうかと思っております。このキャンペーンの実施につきましては、地域と県や市町村などの地方自治体、観光事業者が一体となったオール群馬で取り組むことから、本町におきましても積極的に参加させていただきたいと考えております。

町が挙げるPR素材といたしましては、今年の春に開催された栃木デスティネーションキャンペーンにおいて、東毛地区は栃木に隣接していることから、県と4市5町が連携して参加し、本町は植木の里をPRいたしました。群馬デスティネーションキャンペーンが4月から6月までの長期間において開催されることから、本町といたしましては、町の特産である花木を中心に、今年度から事業が始まりましたフットバス事業や掘り起こす観光ですね。私も議員当時から掘り起こす観光を提案させていただきましたが、その中で、およそすけれども、20カ所程度をPRさせていただければと。いろんな部門、それを融合させていただきながらPRをしていければと、こう考えております。詳細については、今後関係機関などと協議しながら計画していきたいと考えております。9年ぶりの全国にPRできるチャンスでありますので、積極的に進めてまいりたいと考えております。

○議長（高橋祐二君） 7番、襟川議員。

○7番（襟川仁志君） 先ほども町長がおっしゃってございましたとおり、町長が議員時代、平成23年のときの3月に、この群馬デスティネーションキャンペーンの一般質問をされていたかなというふう

に思います。そのときにも植木の里のPRはできないかというお話もされていたのかなというふうに思いますが、今回こうして植木の里のPRが実現できることは大変うれしいこととございます。

先ほど、この4月から6月に栃木デスティネーションキャンペーンを4市5町で参画したということとありますが、2月ごろの報道に、栃木県知事とJR東日本と東武鉄道代表3人が手を結んで写真を撮っておられた、そういった記事を拝見いたしました。3者が手を結んでPRを全国展開するという記事でありました。なかなかJRと東武鉄道がタイアップして行うという異例な試みだというふうに思いますが、いろんな意味で相乗効果があったのかなというふうに思います。群馬の場合、どうしてもJRというと前橋、高崎、そして泊まりは山の中の温泉地というイメージがついて回るわけですが、東毛地区に東武鉄道が走っているわけでありまして。そういった東武を絡めたキャンペーンができないかというふうに思うわけですが、町のお考えをお聞かせいただければというふうに思います。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） デスティネーションキャンペーンでは、鉄道関係においてJRがもともと加わっておりました。初めから加わっておりました。東毛地区におきましては、JRはありません。東毛地区において鉄道といえば東武鉄道がメインということになります。東武鉄道にご協力をいただくためには、鉄道のない本町だけでは大変難しいと私は考えております。本町といたしましては、各自治体独自のPRだけでなく、県を初め東毛地区の各市町と連携をすることが必要不可欠であることから、今後協議していきたいと、こう考えております。千代田町の地の利を活用していけば、利根川の向こうには埼玉県があります。埼玉県には荻野吟子さんの生家があります。更にはグライダー場もあります。更には国宝の妻沼の聖天様もあります。県をまたいで栃木県には鏝阿寺があります。足利のフラワーパークもあります。そういう部分では、JR、熊谷にJRがあつて足利駅にもJRがある。東武さんといろいろなことを融合しながら、これから検討しながら、県と近隣の市と町でいろいろ検討していければと、こう考えております。今日の新聞によりますと、また群馬県、3県でデスティネーションキャンペーン、観光キャンペーンですね、これが昨日からスタートしたと、こう聞いております。群馬県のPRどころはどこだというお話になりますと、上流のほうの多分温泉街を中心に行っていくのかなというふうに考えておりますけれども、今日新聞にそんなあれも載っていましたので、今後またいろんな部分で県と近隣の市町村とも連携をとりながら検討していければと考えております。

○議長（高橋祐二君） 7番、襟川議員。

○7番（襟川仁志君） 千代田町は、東武トップツアーズで春、秋と東京のほうからバスを連れてきております。そういった形で東武さんとは太いパイプがあるかなというふうに思いますので、ぜひ町を越えて、また県境を越えての観光PRを町長がリーダーシップをとっていただけて進めていただければ

ればというふうに思います。よろしく申し上げます。

それでは、続きまして多面的機能支払制度についてということで質問させていただきます。農業政策の一環であります多面的機能支払交付金事業についてであります。過疎や農業の高齢化、混住化が進む農村地域において、農地や水路、農道などの保全管理が難しくなっている中であり。水源の涵養、国土の保全、美しい景観や伝統文化の顕彰など、多面的に農業を守っていこうという事業であります。千代田町は、この事業の対象農用地面積に対する取り組み面積、また町の組織数はどのくらいなのか。県平均、また全国平均もあわせてお聞きできればというふうに思います。また、この制度の概要についての補足があればお願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 多面的機能支払交付金事業については、農業者と地域住民が農地や農地周りの水路、農道、あぜなどの地域資源を共同活動により保全管理している活動組織に交付金を交付するという制度であります。地域の共同活動を通して農業・農村の有する多目的機能が維持・発揮されるとともに、地域の担い手へ集中する作業負担を地域ぐるみで軽減するというものであります。本町におきましては、平成28年度まで木崎地区と桧内地区の2つの地区において本事業に取り組んでおりましたが、現在は木崎地区の1地区で取り組み面積は59ヘクタールであります。なお、町全体の農用地面積は787ヘクタールとなっております。

また、県内及び全国での取り組み状況でございますが、県全体では243地区が取り組んでおり、面積は1万6,790ヘクタールで、平均すると1市町村当たり6.9地区で、面積は479.7ヘクタールとなります。全国状況として2万8,290地区が取り組んでおります。取り組み面積は226万5,742ヘクタールで、平均すると1市町村当たり16.5地区で、面積は1,318.8ヘクタールとなっております。

○議長（高橋祐二君） 7番、襟川議員。

○7番（襟川仁志君） 千代田町では1地区になってしまったということですが、自治体が積極的に関与して指導することによって、この取り組み面積を増やして、交付金を利用して農業政策に生かしているところが数多くあります。例えば隣の明和町では、平成27年度には16地区あるところ12地区の組織をつくって着実に増やしていき、28年度には残り4地区についてもNPO法人に事務処理を委託して全地区にまで持っていったと。また、町単位で広域組織活動ということで行っているようがあります。28年度の交付金事業は5,600万ということで、平成30年の予算はよくわかりませんが、多分増えているのかなというふうに思います。

また、国のほうも普及を進めるために条件の緩和を毎年行ってきております。この制度をどのように周知をされてこられたのか、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 本事業につきましては、「地域の手で農地・農業用水や地域環境を守る取組を支援します」というテーマで、平成19年度から農地・水保全管理支払交付事業としてスタートしました。本町では、平成20年度から平成28年度まで木崎地区が、平成21年度より桧内地区が取り組んでおりますが、この間、対象活動となるメニューが拡充され、要件についても緩和されるなどとても使いやすい事業となっていると認識しております。近年の農村地域における高齢化や農業者の減少などによりまして、これまで維持されてきた多面的機能の発揮に支障が生じつつある中、本町といたしましても、本事業を推進することで農用地や水路、農道などの地域資源の適切な保全管理が継続できると考えております。本事業の周知につきましては、毎年3月に農業委員会及び認定農業者協議会の共催により実施しております。農業政策説明会や町の農業を担う農業者の集まりであります認定農業者協議会の総会においても、県の出先機関である館林農村整備センターより担当職員に来ていただきまして周知を行っております。

更に、利根加用水土地改良区の集まりやJA関係の集まりなど、農業者が集まりそうな情報があれば、こちらから出向いて積極的に周知を図っているところでもあります。今後につきましても、先ほど明和町の例もありますけれども、12地区でNPO法人が中心となって行っておるというのも議員のほうから伺いまして、以後につきましても町1カ所だけでなく、ここに農業委員の委員長さんもおります。そこに荒井課長もおりますので、ぜひこの辺をこれから検討しながら、農地のあぜの管理とか、いろんな部分の管理に努めていけるように努力していきたいと考えております。

○議長（高橋祐二君） 7番、襟川議員。

○7番（襟川仁志君） 早速前向きなお話をいただきしてしまったので、次の質問を軽く流しますけれども、いろいろな場面でPRをしているということでもあります。補助金交付金事業であります。国のほうが半分、あと県のほうがその半分近くですか、25ですか、ぐらいの交付金がもらえるということでもあります。木崎地区の話だと、昨年の事業だと農免道路と言われている、あそこのファミリーマートからジョイフル本田まで行くところの脇に水路がありますね。あそこの水路が随分と剥がれているということで、あそこをずっと木崎のところまで補修をしているという、補助金をもらって補修したということで、町に頼めば多分何年も後の話になってくるのかなというふうに思いますので、うまくこういった交付金を使った事業を進めるのもいいのかなというふうに思います。

また、耕作放棄地や遊休農地が年々増えてきております。また、農地を貸していてもあぜ道や農道の草刈り、そういった対策が進んでおらないのが現状だというふうに思います。先ほども申しました明和町では、各組織と行政区が一体となって、水路、農道等の農業施設の維持補修等の活動を支援して、あわせて自然環境を含む農村環境の保全を進めていっております。農地中間管理事業なども活用して、平成35年には農地の集積集約を全体の約50%にしていこうという計画もしているようでありますので、国もこういった事業を積極的に推進しているわけでもあります。先ほども町長から前向きなお話をいただきましたが、今後の具体的な方策があるかどうか、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 現在地域の資源であります農地周りの農道、水路、あぜなどの管理につきましては、原則的に地先管理として、隣接する圃場の耕作者が担っておるのが基本だと思っております。本事業は、農業従事者の高齢化など年々担い手が減少していく中、担い手農家へ集中する維持管理作業を地域ぐるみで軽減していこうという取り組みであり、非常に重要な事業であると認識しております。しかしながら、本事業を進める中で幾つかの課題があるとも否めない状況もあります。地区から手が挙がらない理由となっております。1つは、事業全体について地区が担当することとなり、企画や運営などさまざまな活動を進める中で、強いリーダーシップをとることのできる人材が必要であることが1つと考えております。また、もう一つは、本事業は、国庫事業であり、会計監査の対象にもつながるため、記録や会計などの事務処理においても適正に事務ができる人材が必要となることなどが挙げられると思います。本町といたしましても、事業の周知については先ほど答弁させていただいた内容で、更に農業従事者が集まりそうな情報があれば積極的に出向いて周知を図りたいと考えております。

また、先ほどの課題については、地域においてリーダーシップをとれそうな人材、また会計事務を担当できそうな人材については、今後発掘していくとともに、育成ということも視野に入れて進めていきたいと考えております。先ほど述べたように、ここにおられる農業委員長、蛭間委員長と経済課長、荒井経済課長とまた今後よく相談をしながら、この辺を、明和さんにもいろいろな状況を聞きながら、1団体、2団体でも多く進めていければと、こう考えております。

○議長（高橋祐二君） 7番、襟川議員。

○7番（襟川仁志君） 前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。財政的にも交付金を使ってやれる事業でありますので、ぜひうまく持ってきてもらって、これからの農業を、今本当に農業をやっている方、高齢の方が多いです。75を過ぎても元気な方はやっておられますが、そういった方も、「あと5年もすればちょっとわからないよ」と言う方もおられます。ぜひ早目の対策をとっていただいて、これからの農業がうまくいくように期待をしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、一般質問を終わりにさせていただきます。

○議長（高橋祐二君） 以上で7番、襟川議員の一般質問を終わります。

これで通告者全員の一般質問を終わります。

○次会日程の報告

○議長（高橋祐二君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

あす5日は午前9時から開会いたします。

○散会の宣告

○議長（高橋祐二君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午前11時18分）

平成30年第3回千代田町議会定例会

議事日程（第2号）

平成30年9月5日（水）午前9時開議

- 日程第 1 報告第 3号 平成29年度千代田町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第 2 議案第43号 千代田町立認定こども園設置条例の制定
日程第 3 議案第44号 千代田町税条例等の一部を改正する条例
日程第 4 議案第45号 権利の放棄について
日程第 5 同意第 2号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 6 認定第 1号 平成29年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定
日程第 7 認定第 2号 平成29年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
日程第 8 認定第 3号 平成29年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
日程第 9 認定第 4号 平成29年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
日程第10 認定第 5号 平成29年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	大澤成樹君	2番	酒巻広明君
3番	橋本和之君	4番	大谷純一君
5番	森雅哉君	6番	川田延明君
7番	襟川仁志君	8番	小林正明君
9番	柿沼英己君	10番	細田芳雄君
11番	青木國生君	12番	高橋祐二君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋純一君
副町長	坂本道夫君
教育長	岡田哲君

総務課長	石橋俊昭君
財務課長	柿沼孝明君
住民福祉課長	森茂人君
健康子ども課長	茂木久史君
環境下水道課長	栗原弘明君
経済課長 兼農業委員会 事務局局長	荒井稔君
都市整備課長	荻野俊行君
会計管理者 兼会計課長	小暮秀樹君
教育委員会 教務局長	宗川正樹君
監査委員	白石正躬君
農業委員会 会長	蛭間泰四郎君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	田村恵子
書記	荒井美香
書記	久保田新一

開 議 (午前 8時59分)

○開議の宣告

○議長（高橋祐二君） おはようございます。

本日の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第3回千代田町議会定例会2日目の会議を開きます。

本日の日程につきましては、議事日程のとおり、日程第5まで議了し、日程第6から日程第10までは町長の提案説明及び監査委員からの監査報告を行い、散会したいと思います。ご協力のほどお願いいたします。

なお、各課長、局長からの決算説明については、この後設置予定の決算審査特別委員会においてお願いしたいと思います。

○報告第3号の上程、説明、報告

○議長（高橋祐二君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、報告第3号 平成29年度千代田町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（高橋祐二君） 町長に報告を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 皆さん、おはようございます。報告第3号 平成29年度千代田町健全化判断比率及び資金不足比率についてご報告をいたします。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものであります。

各比率の概要であります。まず健全化判断比率につきましては、算定すべき4つの比率のうち、実質公債費比率が平成28年度より0.6ポイント下がり6.8%と好転しております。その他の比率においては、各会計が黒字であったこと等により算定されておりません。

また、資金不足比率についても、下水道事業特別会計において資金不足は発生しておりませんので、算定されませんでした。

よって、早期健全化基準を超える比率はありませんので、本町の財政は健全性が保たれていると判断するものであります。

詳細につきましては、財務課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 柿沼財務課長。

○財務課長（柿沼孝明君） それでは、報告第3号につきまして詳細説明を申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、地方公共団体の決算につきまして、健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、公表するわけでございますが、事前にそれぞれ算定した比率及びその根拠を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会への報告が義務づけられておりますので、ここに平成29年度決算の状況につきましてご報告するものでございます。

お手元の報告書をご覧いただきたいと思えます。めくっていただきまして、上の表になります。平成29年度健全化判断比率でございますが、この比率には上から実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つがあり、表の右の欄には、それぞれ早期健全化基準が設定されております。これら比率のうち1つでも早期健全化基準を超えますと財政健全化団体となり、財政健全化計画を策定して改善を図ることとなります。また、下の表の平成29年度資金不足比率につきましても、右の欄のとおり経営健全化基準が設定されており、この経営健全化基準を超えた場合には、経営健全化計画を策定することとなります。

なお、各指標については、標準財政規模に対する割合として算定されますが、この算定に使われます標準財政規模については、町の一般財源の標準的な規模をあらわすものでございます。

それでは、各指標につきましてご説明を申し上げます。まず、実質赤字比率についてでございますが、この比率は標準財政規模に対します一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものでございます。平成29年度決算では実質赤字は発生しておりませんので、比率は算定されませんでした。

次に、連結実質赤字比率でございますが、この比率は一般会計に特別会計及び企業会計を含めた全ての会計を合算し、標準財政規模に対する町全体の赤字の程度を指標化することによって、財政運営の深刻度を示すものでございます。平成29年度決算では、全ての会計において黒字となっておりますので、比率は算定されませんでした。

3つ目の実質公債費比率でございます。この比率は、3カ年の平均であらわすものでございますが、一般会計や各特別会計等が負担する借入金の返済額及び一部事務組合の借入金返済額のうち、本町の負担分の額を含めまして標準財政規模に対する割合を指標化し、資金繰りの危険度を示すものでございます。この比率を単年度で見ますと、平成27年度6.8%、平成28年度は7.0%、平成29年度は6.7%で、3カ年を平均しますと6.8%で、前年度より0.6ポイントの減となりました。これは、平成13年度に借り入れましたコミュニティプラント建設事業債や平成18年度に借り入れました臨時財政対策債の償還が平成28年度に完了したことなどから、元利償還金の額が減少したことが主な要因でございます。

続きまして、一番下、4番目の将来負担比率でございますが、この比率は町の各会計における借入金の返済を初め、一部事務組合の借入金返済額の本町の負担分など、将来において支払いが見込まれる負担等の標準財政規模に対する現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する割合がどの程度かを示すものでございます。

平成29年度決算では、将来の負担見込み額に対しまして、充当可能な財源が上回っておりますので、比率は算定されませんでした。

最後に、下段の平成29年度資金不足比率でございますが、これは公営企業の資金不足を公営企業の料金収入などの事業規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものでありまして、本町では下水道事業特別会計のみが対象となっております。平成29年度決算においては、資金不足は発生しておりませんので、比率は算定されませんでした。

これらの結果から、本町の財政は健全性が保たれていると判断するものでございます。

なお、各指標の算定根拠につきましては、去る8月9日に町監査委員の審査を受けましたので、その意見書を報告書に添付させていただいておりますので、よろしく願いをいたします。また、これらの指標につきましては、この後、町民の方への公表を行いまして、本町の財政の健全性をご理解いただくとともに、今後も引き続き健全な財政運営に努めてまいりますことを申し添えまして、詳細説明とさせていただきます。

○議長（高橋祐二君） 以上で報告を終わります。

○議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第2、議案第43号 千代田町立認定こども園設置条例の制定についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（高橋祐二君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第43号 千代田町立認定こども園設置条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、小学校就学前の幼児期の教育及び保育に関して、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、また急速な少子化の進行、家庭や地域を取り巻く環境の変化に伴い、子どもの教育及び保育に対する需要はかつてなく多様化しております。このようなことから、本町では現状の保育ニーズを賄いつつ、幼児教育施設として教育及び保育機能を両立し、あわせて保護者に対する子育て支援を行うため、町立西幼稚園と町立西保育園を一体化して町立西こども園とし、また同様に町立東幼稚園と町立東保育園を一体化し町立東こども園とし、幼保連携型の認定こども園の設置条例を制定するものであります。

詳細につきましては、健康子ども課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） それでは、議案第43号につきまして詳細説明を申し上げます。

本案は、町内の幼稚園及び保育園を平成31年4月より認定こども園化するために、町立の幼保連携型認定こども園の設置を定めた条例を新たに制定するものでございます。

それでは、議案書の条文をご覧いただきたいと思えます。まず、第1条では就学前の子どもに関する教育、保育等総合的な提供の推進に関する法律に基づき設置を定めています。

また、第2条では、認定こども園の名称を千代田町立西こども園、千代田町立東こども園といたしまして、またおのおのの位置を千代田町大字赤岩2119番地の6、千代田町大字上五箇522番地の1と定めています。

第3条では、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は規則で定めるものとしています。

次に、附則でございまして。第1条で、施行期日を平成31年4月1日と定め、以降の条につきましては、本条例の制定に伴い、条例の廃止または一部を改正する必要性が生じた条例につきまして、附則でこれを改正するものであります。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、柿沼議員。

[9番（柿沼英己君）登壇]

○9番（柿沼英己君） おはようございます。

認定こども園設置条例ということなのですが、議会のほうでも長年にわたり研修してきました。これからの多様な保育ニーズ、また少子化ということで、また人事がしやすくなるということで、メリットだというふうに理解いたします。

しかしながら、デメリットもありまして、職員の事務量が増えるというようなことも聞いております。そういったことで、子供たちに向き合うという本来の姿が大事でありますので、そういった事務量の多くなるという点をどのように克服していくのか、お伺いたします。

○議長（高橋祐二君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） ご質問ありがとうございます。

認定こども園に新たになることによって、その園の事務量が増えるのではないかとというようなご質問かと思えます。こちらにつきましては、職員の人員体制につきましては、両保育園並びに幼稚園の職員を基本といたしまして認定こども園のほうに移行したいと考えております。

また、認定こども園では、新たに園長を初めとしたほかに、保育教諭、更には調理員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等設置が定められておるわけでございますが、そのほかに、園長のほかに副園

長を置いたり、更にはそれぞれ正職員だけではなく臨時職員、パート職員、更には派遣の職員で対応して、円滑なこども園の運営に向けた人員体制は十分確保できると考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（高橋祐二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第43号 千代田町立認定こども園設置条例の制定について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第43号は原案どおり可決されました。

○議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第3、議案第44号 千代田町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（高橋祐二君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第44号 千代田町税条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、千代田町税条例等においても所要の改正を行うものであります。

主な改正の内容であります。国では働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方だけでなく、さまざまな形で働く人を応援し、働き方改革を後押しする観点から、給与所得控除公的年金等控除の制度の見直しを図りつつ、一部を基礎控除に振りかえるという所得税法の改正が行われました。これに伴い、地方税法においても改正が行われたことにより、税条例について個人町民税の改正では、所得控除及

び調整控除の所得要件を新たに追加するとともに、非課税基準額の見直しを行うものであります。

また、近年急速に普及しております加熱式たばこについては、従来パイプたばこに分類されておりましたが、新たに加熱式たばこの区分を設けるなど、課税方式の見直しなどを行うほか、たばこ税率の引き上げの改正を行うものであります。

詳細については、財務課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 柿沼財務課長。

○財務課長（柿沼孝明君） それでは、議案第44号につきまして詳細説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことに伴いまして、千代田町税条例等につきましても所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容ですが、先ほど町長の提案理由の説明にもございましたが、個人所得課税の見直しにより、個人町民税の非課税範囲の改正、所得控除、調整控除に所得要件を創設しております。法人町民税においても、電子申告を義務化する規定を創設しております。

また、加熱式たばこについては、新たな分類の区分を設け、課税方式の見直しを行うほか、たばこ税率の引き上げの改正も行っております。

お手元に議案第44号の資料といたしまして、新旧対照表を配付させていただきましたので、この新旧対照表によりご説明を申し上げます。

アンダーラインの箇所が改正部分で、表の右側が現行、左側が改正案となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、新旧対照表の1ページでございます。まず、第1条関係でございますが、千代田町税条例の一部改正でございます。最初に、第23条では町民税の納税義務者等について定めておりますが、法律改正の内容に合わせ、文言の規定の整備を行うとともに、第3項では、これからご説明申し上げますが、第48条で資本金1億円を超える法人に対し、電子情報処理システムによる申告を義務づけることを規定する改正を行っておりますが、括弧書きを追加することにより、人格のない社団等については、システムによる申告を適用しない除外規定の整備を行っております。

第24条につきましては、個人町民税の非課税の範囲を定めた規定でございます。

次のページ、2ページになりますが、第2号において、障害者、未成年者、寡婦等に対する非課税課税対象の額を規定しておりますが、現行の125万円から135万円に引き上げるもので、法改正に伴う規定の整備でございます。

第2項では、控除対象配偶者の定義変更により、同一生計配偶者に変更するとともに、均等割の非課税限度額を一律10万円引き上げる改正となっております。

第34条の2、所得控除及び第34条の6、調整控除については所得要件を創設するもので、前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については適用できないことを新たに規定する

とともに、文言の規定の整理も行っております。

次に、3ページの下段から4ページにわたり記載がございますが、第36条の2、町民税の申告でございます。ここでは、法律改正に伴う文言の規定の整備と年金所得者に係る配偶者特別控除の申告の見直しを行っておりまして、年金所得者の改正では公的年金等に係る所得のみの方が配偶者特別控除を受けようとする場合については、申告書の提出を不要とするものでございます。

4ページ下段の第48条、法人の町民税の申告納付につきましては、大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務について新たに規定することや、法律の改正に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

5ページになりますが、第10項では資本金1億円を超える大法人の法人税等の申告について、電子申告が義務化されたことに伴い、法人町民税におきましても地方税共同機構を経由しての電子申告による提供を規定しております。

第11項では、電子申告された場合は、町が定める申告書様式によって申告されたものとみなし、第12項では申告された時期は提出のあった日ではなく、地方税共同機構が所有する電子機器ファイルに申告情報が記録された時点で、電子申告の到達があったものとみなす規定でございまして、いずれも新たに規定を設けるものでございます。

次からが町たばこ税の改正となります。第92条、製造たばこの区分を新たに創設いたします。

次のページ、6ページになりますが、製造たばこについて、今回の法律改正に合わせて、製造たばこの区分を第1号から第3号まで新たに規定を設けるものでございます。

第92条の2は、先ほど第92条、製造たばこ区分を新たに設けたことから、条ずれの整備を行うもので、第92条を第92条の2に改正するものでございます。

7ページをお願いいたします。第93条の2、製造たばことみなす場合の規定を新たに創設いたしますが、加熱式たばこの喫煙用具で、加熱により蒸気となるグリセリン、その他の物品等については製造たばことみなして、この場合の製造たばこの区分を加熱式たばこと規定するものでございます。

第94条、たばこ税の課税標準でございますが、7ページ下段から10ページにわたりまして、加熱式たばこに係る紙巻きたばこへの本数の換算方法について改正を行っております。

8ページになりますが、第3項では加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について、従来では重量のみの換算方法でしたが、新方式は重量と価格を紙巻きたばこに換算する方式とする規定を追加いたしまして、本年10月1日からにつきましては、従来方式を0.8、新方式を0.2で換算することといたしまして、今後段階的に新方式に移行していくものでございます。

なお、これから説明させていただきます第2条以降の改正も含めまして、5年をかけ、新方式へ段階的に移行する改正を行っております。

まず、この第1条の改正では、1年目の改正となります。第1号において、従来方式の重さによる換算方法を規定しておりまして、加熱式たばこ1グラムをもって紙巻きたばこの1本に換算いたしま

すが、平成30年度ではこの従来の換算本数に0.8を乗じた本数となりまして、段階的に従来方式を減少していくこととなります。

次に、第2号及び第3号につきましては、新方式の換算方法を規定しておりますが、第2号では新たな重量による換算方法を規定しており、加熱式たばこの重量の0.4グラムを紙巻きたばこ0.5本に換算いたします。

また、9ページにわたり記載がございますが、第3号では加熱式たばこの小売定価に相当する金額の紙巻きたばこの1本の金額に相当する金額をもって、紙巻きたばこの0.5本に換算をいたします。このことから、新方式の換算本数は重量と価格を1対1の比率で紙巻きたばこの本数に換算することとなりますが、今後5分の1ずつ段階的に新方式に移行していくこととなります。

10ページをお願いいたします。第5項では、加熱式たばこの重量に係る本数への換算方法について、第7項では価格の本数への換算方法について、新たに規定を設けております。第8項及び第9項では、加熱式たばこの導入に伴う端数処理などについて新たに規定をしております。

その他法律の改正に伴いまして、所要の規定の整備も行っております。

11ページでございますが、第95条、たばこ税の税率の改正でございますが、平成30年10月1日から3段階で引き上げるものの、第1回目の改正となりますが、1,000本につき5,262円から5,692円に引き上げるものでございます。

第96条、たばこ税の課税免除では、先ほどの第92条の条ずれに伴う条文の整備を行うものでございます。

第98条、たばこ税の申告納付の手続でも、先ほどの第94条において定義語を置いたことによる規定の整備でございます。

12ページをお願いいたします。ここからは附則の改正となります。附則第5条では、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等について定めてございますが、前年の合計所得が一定額以下である場合には町民税所得割が非課税と規定されておりますが、給与所得控除額等が引き下げられたことによりまして、これにつきましても非課税の所得判定の際、10万円を加算する改正となります。

附則第17条の2では、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について、法律改正に合わせ、条ずれの規定の整備をするものでございます。

13ページをお願いいたします。次に、第2条関係の改正となります。これからご説明申し上げます13ページから21ページまでの第2条の改正から第5条の改正までは、主に加熱式たばこの課税標準とする紙巻きたばこの本数への換算方法について、平成31年度から平成34年度までの4年間で段階的に引き上げるための改正となり、先ほどご説明いたしました第1条関係の改正と合わせ、全体で5年をかけ、段階的に引き上げていくこととなります。

まず、13ページの第2条による改正でございますが、第94条、たばこ税の課税標準については、先ほど第1条で規定した加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について、従来の換算方

法を6割に減少させ、新方式の割合を4割に高め、これらを合算した本数を紙巻きたばこ1本とするもので、平成31年10月1日からの施行でございます。

次の10条の2の改正では、地方税法附則第15条、固定資産等の課税標準の特例の改正により、引用する適用条項を改正するものでございます。

14ページをお願いいたします。第3条関係の改正となりますが、第2条で改正された千代田町税条例の一部を改正するものでございます。第94条、たばこ税の課税標準を、ただいま第2条で改正した加熱式たばこの紙巻きたばこの換算方法について、更に従来換算方法を4割に減少させ、新方式の割合を6割に改めるとともに、引用する適用条項の改正も行っております。

15ページになりますが、第95条、たばこ税の税率では、たばこ税の税率を1,000本につき5,692円から6,122円に引き上げるもので、いずれの改正も平成32年10月1日からの施行となります。

16ページをお願いいたします。第4条関係の改正となりますが、第3条で改正された千代田町税条例の一部を改正するものでございます。第94条を先ほどの改正内容と同様に、従来の換算方法を2割に減少させ、新方式の割合を8割に改めるとともに、引用する法律の改正も行っております。

17ページになりますが、第95条、たばこ税の税率では、たばこ税の税率を1,000本につき6,122円から6,552円に引き上げるもので、いずれの改正も平成33年10月1日からの施行となります。

18ページをお願いいたします。第5条関係の改正となりますが、主に第4条で改正された千代田町税条例の一部を改正するものでございます。第94条では、従来方式の換算方法については削除いたしまして、新方式に完全に移行する改正となっております。その他の改正では、21ページにわたりました引用する条項の改正や項及び号ずれの規定の整備も行っております。

22ページをお願いいたします。最後になりますが、第6条関係の改正となります。附則第5条の千代田町たばこ税に関する経過措置の改正でございますが、平成27年度の千代田町税条例の一部改正で講じた3級品の紙巻きたばこに係る経過措置の期間の終期を延長する改正でございます。3級品たばこにつきましては、主に高齢者等に長年親しまれてきた実情も考慮し、当分の間の措置として、一般の紙巻きたばこよりも低い税率が適用されておりましたが、平成27年度の法改正において特例税率が廃止され、段階的に税率を引き上げることとなり、第3段階目の引き上げ時期の終期は平成31年3月31日でしたが、紙巻きたばこの税率の変更時期に合わせるため、第2項第3号において当該終期を平成31年9月30日に改めるものでございます。

第4項の改正では、税条例の改正に伴う条ずれの改正をするものでございます。

23ページから24ページになりますが、第13項では平成31年10月1日に卸売業者または小売販売業者に対し課されるたばこ税の手持品課税の税率を1,000本につき1,692円とするものでございます。

24ページの第14項では、たばこ税の手持品課税の申告期限を平成31年10月31日とし、納期限については平成32年3月31日とするものでございます。

最後に、附則の改正でございますが、議案書のほうをご覧いただきたいと思いますが、議案書の表

紙を合わせまして、4枚目の裏面の中段になるかと思いますが、附則の改正でございます。附則第1条では、施行期日を記載しております。

次のページ、中段となりますが、附則第2条は町民税に関する経過措置を定めております。下段の附則第3条及び次のページになりますが、第4条は固定資産税に関する経過措置を定めております。

中段の附則第5条から最後となります附則第11条までにつきましては、町たばこ税に関する経過措置を定めております。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

5番、森議員。

[5番（森 雅哉君）登壇]

○5番（森 雅哉君） 資料の2ページなのですがすけれども、控除対象配偶者のところが同一生計配偶者に変更になっているのですけれども、この内容が変わっているのか、あるいはこの名称の変更理由をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（高橋祐二君） 柿沼財務課長。

○財務課長（柿沼孝明君） それでは、ご質問にお答えをいたします。

同一生計配偶者と控除対象配偶者の名称の変更についてということでございますが、今回税法改正によりまして、給与所得の控除の見直しがございました。それとあわせて、所得要件のほうの改正もございまして、従来の控除対象配偶者という枠と、あとは所得要件によって該当になる部分、該当にならない部分というのがございまして、それであるほうとならないほうの名称が変わるといような形の規定の名称の変更という形でございますので、ご理解いただけたらと思います。

以上でございます。

○議長（高橋祐二君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第44号 千代田町税条例等の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第44号は原案どおり可決されました。

○議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第4、議案第45号 権利の放棄についてを議題といたします。
書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（高橋祐二君） 町長に提案理由の説明を求めます。
高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第45号 権利の放棄について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、千代田町舞木土地区画整理組合に対して貸し付けた組合等資金貸付金及びこれに係る延滞金の債権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めらるるものであります。

舞木土地区画整理事業については、平成7年12月に事業認可を受け、組合施行として実施してまいりました。平成10年より画地造成、区画道路、上下水道工事を開始し、保留地販売に取り組んでまいりましたが、販売が思うように進まないため、平成21年11月に一部の地区を区域から除外するなど再建策が総会において決定され、この再建策の一つとして、組合の金融機関に対する債務の返済のため、国から2分の1、町が2分の1、合計で3億7,200万円を無利子で貸し付けたものであります。

放棄をしようとする債権は、町が貸し付けを行った1億8,600万円のうち未返済の元本残高3,700万円でありますが、貸付金の返還原資となる保留地が完売したことにより、これ以上弁済資金がないと認められることから、この元本残高について債権を放棄せざるを得ないと判断したものであります。

今後舞木土地区画整理事業の終結に当たり、同組合が債務を抱えた状態では解散することができないことから、事業の完了に向け、町が同組合に対して有しております債権を放棄する必要がありますので、法の規定により議会の議決をいただくべく本案を上程したものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。
討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。
採決いたします。

議案第45号 権利の放棄について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第45号は原案どおり可決されました。

○同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第5、同意第2号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（高橋祐二君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 同意第2号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、教育委員である荻原五郎氏が前任者の残任期間である11月15日をもちまして任期満了を迎えることから、引き続き教育委員として再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

荻原氏は、埼玉県内の3つの小学校で校長職を務め、退職後は地元16区において副区長、区長を歴任され、地域の発展に多大なるご貢献をされました。

教育委員としては、平成27年4月1日よりらご活躍され、豊富な見識と温厚な人柄で、信頼も厚く、本町の教育行政の発展にご尽力をいただけるものと思ひ、引き続き教育委員にお願いするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[[なし]という人あり]

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

[[なし]という人あり]

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第2号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意

することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、同意第2号は原案どおり同意することに決定いたしました。

○認定第1号～認定第5号の一括上程、説明、委員会付託

○議長（高橋祐二君） お諮りいたします。

日程第6、認定第1号から日程第10、認定第5号までを一括議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第6、認定第1号 平成29年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定、日程第7、認定第2号 平成29年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、日程第8、認定第3号 平成29年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、日程第9、認定第4号 平成29年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定、日程第10、認定第5号 平成29年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定、以上5件を一括議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（高橋祐二君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 認定第1号 平成29年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定、認定第2号 平成29年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第3号 平成29年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、認定第4号 平成29年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第5号 平成29年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

私からは、平成29年度決算を総括的に申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

さて、平成29年度の我が国の経済は、企業業績や雇用情勢の改善が見られるなど、景気は緩やかな回復基調が続いているものの、個人消費は停滞感が見られ、所得の伸びと比べ、力強さを欠いた状況となっております。

このような社会経済情勢の中、本町においては町民皆様の安心安全な生活と福祉及び教育環境の向上を図るべく、予算の執行に努め、各会計において決算を迎えることができました。

それでは、最初に平成29年度一般会計歳入歳出決算につきまして申し上げます。

決算額は、歳入総額49億4,320万7,913円、歳出総額46億7,899万1,554円となり、差引額は2億6,421万6,359円となりました。これから翌年度の繰越額1,353万6,000円を差し引いた実質収支額は2億5,068万359円と黒字決算になりました。景気は回復傾向にあるものの、依然厳しい地方財政の中において、一応の成果と結果を報告できますことは、議会を初めとする関係各位のご協力のたまものでもあります。また、行政職員の努力の結果と、心から感謝を申し上げる次第であります。

それでは、決算の概要を申し上げます。まず、歳入でございますが、自主財源の根幹をなす町税におきましては、個人及び法人ともに町民税が増収となりました。固定資産税においても、土地及び償却資産において減額はあったものの、新築家屋の増加による増収があったことから、徴税全体についても3,119万6,249円の増額となっております。

地方交付税につきましては、263万4,000円の減でありました。これは、地方交付税の振りかえとして発行されます臨時財政対策債が増加したことにより、基準財政需要額が減少したことが主な要因でございますが、臨時財政対策債については国から示された発行額が増加したことから、2,350万6,000円の増額となっております。

財源内訳になりますが、自主財源比率が62.3%であり、前年度に比べ0.4ポイント減少しております。財政健全化判断比率については、全て早期健全化基準を下回っており、また経常収支比率についても93.1%と、前年度より1.1ポイント改善されておりますが、引き続き健全財政の維持に努めてまいります。

次に、歳出の概要を申し上げます。まず、予算現額に対します執行率は96.4%であります。平成29年度では、総合計画に基づく各種施策に取り組んでまいりましたが、特に総合戦略を中心とした地方創生に向けた具体的施策について引き続き推進するため、4つの基本目標に基づく各種事業を積極的に展開するとともに、平成28年度からの繰り越し事業でありました都市計画道路整備事業、臨時福祉給付金事業、町ホームページリニューアル事業などにも取り組んできたところであります。

その他、主な事業といたしましては、安全・安心の確保対策では洪水ハザードマップの改定を行い、住民の方へ毎戸配布も行っております。また、西小学校北側のフジマート跡地へ災害時の防災拠点としての敷地を整備するとともに、災害物資の保管庫用地として、防災倉庫の設置も行いました。

都市基盤の整備では、道路維持補修事業、橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕工事や都市計画道路整備事業を引き続き実施し、交通の利便性の向上に努めました。

農政関係では、鍋谷地区、下中森地区において、小規模農村整備事業による農村整備や水路整備を実施しました。また、農業基盤整備を図るため、赤岩地区において暗渠排水等の整備も行っております。

子育て環境の充実では、中学校の英語検定料を町が負担する新たな取り組みにより、英語教育の充実を図りました。また、東小学童クラブを新築し、子育て環境の整備を行うとともに、東小学校校舎

外壁改修工事、西小学校南校舎ベランダ防水工事、総合体育館アリーナ床改修工事、町民体育館外壁改修工事など、既存施設の長寿命化についても対策を講じております。

その他、高齢社会対策や健康づくりの推進など、行政全般にわたる事業に積極的に取り組んでまいりました。

今後も総合計画に基づくまちづくりを基本に、総合戦略に掲げた各種事業を確実に実施するため、行財政改革を着実に推進し、将来の安定した財源確保と健全財政に引き続き努めてまいります。

次に、平成29年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

国民健康保険は、我が国の国民皆保険制度を支える最も基本となる医療保険の基盤としての役割を担っており、無職の方や退職者など、被用者保険の対象とならない原則75歳未満の方を加入対象としていることから、被用者保険の加入者に比べ、加入者の平均年齢が高いため、医療費負担が大きく、また平均所得が低いといった特徴があります。

本町の国民健康保険事業については、医療費抑制を念頭に事業運営に当たっておるところであります。少子高齢化の進行や医療技術の高度化により、1人当たりの医療費は依然増加傾向にあるため、安定的な財政運営や効率的な事業の取り組みに努めているところであります。

このような状況の中、決算額は歳入総額16億2,100万327円、歳出総額15億813万6,779円となり、差引額及び実質収支額ともに同額の1億1,286万3,548円となりました。歳出は、予算現額に対しまして96.8%の執行率でありました。平成30年度から国民健康保険は県と町の共同運営になりますが、引き続き住民の皆様が安心して医療が受けられる国民皆保険制度を堅持していくため、相互扶助制度の趣旨や公平な税負担の啓発を推進してまいります。

次に、平成29年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

後期高齢者医療制度は、平成20年度より運用が始まり、県に設置されている後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、市町村が連携して事業運営を行っております。町では、保険料の徴収、各種申請の受付、被保険者証の引き渡しなど、高齢者の方の安定した医療が守られるよう被保険者と広域連合との橋渡しの役割を担っております。

このような状況の中、決算額は歳入総額1億1,369万5,957円、歳出総額1億1,097万2,779円となり、差引額及び実質収支額ともに同額の272万3,178円となりました。歳出は、予算現額に対しまして96%の執行率でありました。

今後とも、更に制度の理解を深めていただくため周知を図るとともに、関係機関と協力しながら医療費の適正化や健康意識の高揚に努めてまいります。

次に、平成29年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、40歳以上の全ての方が被保険者となり運営をしております。介護保険制度が社会保障制度として定着する一方で、介護サービスや地域支援事業の利用者数の増加に伴い、事業費も増加する傾向にあります。今後、更なる高齢化の進行

が見込まれることから、サービス提供体制の確保と保険料負担のバランスを考慮しながら、安定的に事業を運営する必要があります。

このような状況の中、決算額は歳入総額 9 億6,852万1,090円、歳出総額 9 億421万7,773円となり、差引額及び実質収支額ともに同額の6,430万3,317円となっております。歳出は、予算現額に対しまして96.7%の執行率でありました。

今後、介護保険制度の充実を図るため、平成29年度に第7期介護保険事業計画を策定し、平成30年度から3年間の保険料を改定することとなりますが、歳入面の安定を図りつつ、介護給付金の適正化や介護予防事業などの取り組みにより、事業費の抑制に努め、引き続き介護保険事業の健全な運営に努めてまいります。

最後に、平成29年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして申し上げます。

下水道事業は、公共水域の水質汚濁の防止を図る上から、欠かすことのできない施設として、平成12年7月に供用を開始し、順次、管網の整備を推進し、事業認可区域の早期完了に向け、供用区域の拡大を図っているところであります。

このような状況の中、決算額は歳入総額 2 億6,657万406円、歳出総額 2 億5,557万2,561円となり、差引額及び実質収支額ともに同額の1,099万7,845円となりました。歳出は、予算現額に対しまして95.9%の執行率でありました。平成29年度の事業では、管渠築造工事を開削工法で、297.6メートルを実施いたしました。

今後、下水道の接続の促進を図り、快適な生活基盤整備の早期実現を目指すとともに、引き続き計画的かつ効率的に事業の推進に努めてまいります。

以上、一般会計及び特別会計の決算内容について総括的に申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 続いて、白石監査委員から決算審査意見書の報告を求めます。

白石監査委員。

[監査委員（白石正躬君）登壇]

○監査委員（白石正躬君） それでは、平成29年度歳入歳出決算の審査結果についてご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、審査に付された平成29年度千代田町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算及び基金の運用状況について、去る8月8日、9日及び10日に審査を実施いたしました。詳細につきましては、お手元に配付してあります決算審査意見書のとおりでございます。

結論といたしましては、一般会計及び各特別会計を通じて、審査に付された決算関係諸帳簿、証書類は整備されており、計数的にも正確でありました。基金の運用も含め、総体的にほぼ健全な行財政運営がなされており、予算も効率よく執行され、行政目的が達成されたものと認めるものであります。

主な財政指標については、町の財政力を示す財政力指数が0.795で、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が93.1%、町全体の公債費返済の負担の重さを示す実質公債費比率が6.8%となっており、各指標についてはほぼ前年度と同様の値となっております。経常収支比率については、前年度より1.1ポイント改善されているものの、依然として高い水準にあることは変わらないため、今後も注視していく必要があると考えられます。

歳入については、一般会計では自主財源の根幹となる町税の減少傾向に歯どめがかかり、緩やかな景気回復の影響があらわれつつあると思われまます。町税の収入未済額は、前年度より約550万円減少、一般会計全体の収入未済額は約2,680万円減少しており、各種未納対策への取り組みの結果が数値としてあらわれたものと判断いたします。引き続き収入未済額の圧縮に向けた積極的な取り組みを望みます。

また、一部の使用料の督促状について、記載内容の見直しを要すると思われまますが、電算システムの仕様により対応ができていないことから、委託先との調整が必要と判断いたします。

歳出については、イベント実施団体への補助について、町と実施団体との位置づけが曖昧であり、事実上町が実施していると受け取れてしまう部分がありますので、団体の位置づけの明確化が必要と思われまます。近年町の基金残高がマイナス推移を続け、5年間で3億1,000万円が減少しております。予算の編成に当たっては、プライマリーバランスに留意し、基金の取り崩しや地方債の借り入れに依存しない持続可能な財政構造の確立に努めるよう望みます。

更に、各種事業の展開に当たっては、第5次総合計画を柱とした計画的な実施に努めるとともに、第7次行政改革大綱による行財政の合理化、効率化を図りつつ、住民福祉の増進と魅力あるまちづくりのため、より一層努力されることを期待して審査意見といたします。

以上でございます。

○議長（高橋祐二君） 次に、上程されております決算認定5件につきましては、前もって協議しましたように、議員全員の委員で構成する特別委員会を設置して審査したいと思われまますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） ご異議なしと認めまます。

よって、12名全員による特別委員会を設置しまして審査していただくよう決定いたしました。

名称につきましては、平成29年度決算審査特別委員会ということで決定したいと思われまますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） ご異議なしと認めまます。

よって、名称は、平成29年度決算審査特別委員会ということで決定いたしました。

次に、特別委員会の委員長、副委員長の選任ですが、議長指名ということで行いたいと思われまますが、

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） ご異議がないようですので、議長から指名いたします。

委員長には9番、柿沼議員、副委員長には6番、川田議員を指名いたします。

ただいま特別委員会が設置されたわけですが、上程されている認定5件は、一括して特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） ご異議なしと認めます。

よって、一括して特別委員会に付託することに決定いたしました。

審査につきましては、この会期中の3日間で実施していただくようお願いいたします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） ご異議なしと認めます。

よって、審査は会期中の3日間で実施していただくことに決定いたしました。

○次会日程の報告

○議長（高橋祐二君） これで本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいまから13日まで休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） ご異議なしと認めます。

よって、13日まで休会といたします。

なお、あす6日木曜日は総務産業常任委員会、7日金曜日は文教民生常任委員会、10日月曜日は平成29年度決算審査特別委員会をそれぞれ全員協議会室において午前9時から開会いたしますので、よろしくお願いたします。

○散会の宣告

○議長（高橋祐二君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午前10時22分）

平成30年第3回千代田町議会定例会

議事日程（第3号）

平成30年9月14日（金）午前9時開議

（その1）

- 日程第 1 認定第 1号 平成29年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定
認定第 2号 平成29年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 3号 平成29年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 4号 平成29年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 5号 平成29年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 2 議案第46号 平成30年度千代田町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 3 議案第47号 平成30年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 4 議案第48号 平成30年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第49号 平成30年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議員派遣の件
- 日程第 7 閉会中の継続調査の申し出

（その2）

- 日程第 8 発議第 2号 群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	大	澤	成	樹	君	2番	酒	卷	広	明	君
3番	橋	本	和	之	君	4番	大	谷	純	一	君
5番	森		雅	哉	君	6番	川	田	延	明	君
7番	襟	川	仁	志	君	8番	小	林	正	明	君
9番	柿	沼	英	己	君	10番	細	田	芳	雄	君
11番	青	木	國	生	君	12番	高	橋	祐	二	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋純一君
副町長	坂本道夫君
教育長	岡田哲君
総務課長	石橋俊昭君
財務課長	柿沼孝明君
住民福祉課長	森茂人君
健康子ども課長	茂木久史君
環境下水道課長	栗原弘明君
経済課長 兼農業委員 事務局長	荒井稔君
都市整備課長	荻野俊行君
会計管理者 兼会計課長	小暮秀樹君
教育委員 兼事務局長	宗川正樹君
監査委員	白石正躬君
農業委員長	蛭間泰四郎君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	田村恵子
書記	荒井美香
書記	久保田新一

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（高橋祐二君） おはようございます。

本日の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第3回千代田町議会定例会3日目の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長（高橋祐二君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

陳情について、お手元に配付のとおり、臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書が1件提出されておりますことを報告いたします。

○認定第1号～認定第5号の委員長報告、討論、採決

○議長（高橋祐二君） これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1に上げられております認定第1号から認定第5号までの案件については、本定例会2日目の9月5日に決算審査特別委員会を設置して審査を付託している案件であります。お手元に配付のとおり、審査が終了した旨の報告が来ておりますので、委員長より一括報告していただきます。

特別委員長、柿沼議員。

[決算審査特別委員長（柿沼英己君）登壇]

○決算審査特別委員長（柿沼英己君） おはようございます。委員長報告を申し上げます。

決算審査報告。平成30年第3回千代田町議会定例会において、本特別委員会に付託を受けた事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、千代田町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

記、1、事件名。認定第1号 平成29年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定、認定第2号 平成29年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第3号 平成29年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、認定第4号 平成29年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第5号 平成29年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定。

2、審査経過。付託年月日、平成30年9月5日。審査年月日、平成30年9月10日、11日。

3、審査結果。認定第1号から認定第5号について、全員賛成により原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

○議長（高橋祐二君） ただいま一括して委員長より報告がありました。

本案件は、12名全員による特別委員会で審査されておりますので、委員長への質疑を省略し、これより1件ずつ討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） ご異議なしと認めます。

それでは、1件ずつ進めてまいります。

初めに、認定第1号 平成29年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第1号 平成29年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、認定第1号は委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号 平成29年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第2号 平成29年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、認定第2号は委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号 平成29年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第3号 平成29年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、認定第3号は委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号 平成29年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第4号 平成29年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、認定第4号は委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号 平成29年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第5号 平成29年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、認定第5号は委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第2、議案第46号 平成30年度千代田町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（高橋祐二君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 皆さん、おはようございます。議案第46号 平成30年度千代田町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億625万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ46億8,853万7,000円とするものであります。

補正の主な内容を申し上げますと、歳入では、地方特例交付金や地方交付税につきまして、本年度の交付額が確定しましたので、追加するものであります。

民生費国庫補助金には、新たに地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を計上いたします。

また、高額の寄附金の申込者があったことから、一般寄附金を追加いたします。

特別会計繰入金では、介護保険特別会計、下水道事業特別会計の剰余金が確定したことから、一般会計へ繰り入れを行います。

繰越金及び町債でも、前年度繰越金や発行可能額が確定したことから追加するものであります。

次に、歳出であります。総務費の財産管理費には、前年度剰余金の確定に伴い、財政調整基金、公共施設建設基金へそれぞれ積み立てを行います。

また、まち・ひと・しごと創生事業費には、新規工業団地造成に必要な治水協議資料の作成のため、設計委託料を追加いたします。

民生費の高齢者福祉費には、介護施設のスプリンクラー整備補助金を追加いたします。

農林水産業費では、クビアカツヤカミキリムシ対策の事業費を追加し、商工費では、商工会活動助成金を新たに追加いたします。

教育費では、特別支援教育支援員と適応指導教室指導員の賃金について予算の組み替えを行うものであります。

詳細につきましては、財務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 柿沼財務課長。

○財務課長（柿沼孝明君） それでは、議案第46号につきまして詳細説明を申し上げます。

最初に、補正予算書の1ページをお開き願いたいと思います。第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、先ほど町長の提案理由の説明があったとおりでございます。

次に、第2条、地方債の補正につきましては、5ページ、6ページをお願いいたします。「第2表 地方債補正」でございますが、ここでは臨時財政対策債及び地域活性化事業債について借入額が確定したことから、限度額の変更を行うものでございます。

それでは、補正予算の主なものにつきまして事項別明細書によりご説明をいたします。10ページ、11ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。8款1項1目地方特例交付金でございますが、交付額が確定しましたので、185万8,000円を追加いたします。

次に、9款1項1目地方交付税でございますが、普通交付税につきましても交付額が確定いたしましたので、1,693万6,000円を追加いたします。今年度の普通交付税の交付額につきましては4億3,693万6,000円で、昨年度と比べまして2,575万1,000円、5.6%の減となりました。これは、法人町民税や地方消費税交付金が増加したことが主な要因となっております。なお、財政力指数につきましては0.803で、昨年度より0.008ほど上昇しております。

次に、13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金には、2節社会保障番号制度補助金を81万円追加いたしますが、住基システムの改修に伴います交付額を見込み、計上しております。

2目民生費国庫補助金の7節には、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を新たに追加いたしますが、既存介護施設のスプリンクラー設置について、国庫補助金の交付が見込めることから、415万6,000円を追加いたします。

12ページ、13ページをお願いいたします。16款1項1目寄附金でございますが、1節一般寄附金には、町内の方より町の発展のため高額な寄附の申し込みがあったことから、1,000万円を追加いたします。

17款繰入金、1項特別会計繰入金、3目介護保険特別会計繰入金及び4目下水道事業特別会計繰入金では、決算により両会計の剰余金額が確定したことから、合計で3,036万円を追加いたします。

18款1項1目繰越金でも、一般会計の前年度の剰余金額の確定によりまして、1億2,068万円を追加するものでございます。

20款1項町債、1目臨時財政対策債につきましては、普通交付税の代替としての起債でございますが、発行可能額が確定いたしましたので、2,135万5,000円を追加いたします。

ページをめくっていただきまして、14、15ページをお願いいたします。2目民生債でございますが、総合福祉センターのLED化に伴う照明改修工事に伴い、地域活性化事業債を10万円追加いたしますが、こちらも事業費の確定によるものでございます。

16ページ、17ページをお願いいたします。続きまして、歳出の主なものにつきましてご説明を申し上げます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、平成32年度より新たに導入されます会計年度任用職員制度に向け、運用方針の策定、現行例規における影響調査、会計年度任用職員制度の例規整備など、専門的な業者へ委託するもので、例規整備支援業務委託料として216万円を追加いたします。

その下の項目となりますが、4目財産管理費の基金積立金でございますが、それぞれ基金条例に基づきまして積み立てを行うものでございますが、財政調整基金積立金につきましては、前年度剰余金の2分の1を超える額を積み立てることとなっておりますので、1億3,000万円を追加いたします。

公共施設建設基金積立金では6,500万円を追加いたしますが、当初予算編成時において基金からの繰り入れを行っておりますので、今回剰余分について積み戻しを行うことで、後年度の各施設の長寿命化対策など、施設整備の財源の確保を行うものでございます。

その下、11目まち・ひと・しごと創生事業費では、設計委託料に300万円を追加いたします。これは、新規工業団地造成に伴い、県との協議で必要な治水協議資料の作成のため、新たに追加するものでございます。

下段になりますが、2項徴税费、2目賦課徴收费の徴收费には61万8,000円を追加いたしますが、これは今年度より始めました町税のコンビニ収納代行手数料、また町税の還付金、還付加算金に不足が見込まれることから、追加をさせていただくものでございます。

18ページ、19ページをお願いいたします。3項1目戸籍住民登録費につきましては、電算業務委託料に81万円を追加いたします。これは、マイナンバーカード等の記載事項について、旧姓の併記など記載内容の充実を図るため、住基システムの改修を行うものですが、財源につきましては全額が国の補助金により交付されるものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、3目高齢者福祉費の高齢者福祉施設補助事業に、介護施設等スプリンクラー整備支援補助金415万6,000円を追加いたしますが、これは町内介護施設にスプリンクラーを設置するための費用について交付するものですが、こちらもその全額が国の補助金により交付されるものでございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の一般経費に205万円を追加いたしますが、これは認定こども園へ移行するための準備費用を計上しております。報酬では、こども園の園歌作成のための費用、業務委託料では都市計画法や建築基準法関連の用途変更業務に係る費用、工事請負費では東西こども園への表示板の取り付け工事に係る費用について計上しております。

22ページ、23ページをお願いいたします。中段になりますが、4款衛生費、2項清掃費、1目塵芥処理費のごみ排出適正指導事業に印刷製本費を51万6,000円追加いたしますが、これは7月より改修する資源物の種類及び回収日がふえたことから、ごみカレンダーの改訂を行うため、計上したものでございます。

下段になりますが、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費では、クビアカツヤカミキリムシ対策事業に102万3,000円を追加いたします。これは、被害木への処理に必要な殺虫剤やネット等の購入費用として消耗品費を、また1市5町で構成しております邑楽館林地域クビアカツヤカミキリムシ対策協議会へ本町分の負担金を追加するものでございます。

24ページ、25ページをお願いいたします。7款1項商工費、2目商工振興費の商工会活動費助成金につきましては、地域における消費喚起等に対する事業といたしまして、商工会においてプレミアムつき商品券を発行するための助成を行うもので、60万円を追加いたします。

次に、10款教育費、1項教育総務費、4目教育研究所費でございますが、このページの下段から次のページ、27ページの説明欄に記載がございまして、当初見込んでおりました採用形態について変更があったことから、教育研究奨励事業の臨時補助教員賃金及び特別支援教育支援員賃金を減額いたし

まして、適応指導教室事業の指導員賃金を追加するなど、予算の組み替えを行うとともに、適応指導教室に通う子供の増加が見込まれることから、消耗品費5万円を追加いたします。

28ページ、29ページをお願いいたします。下段になりますが、12款1項公債費でございますが、1目元金及び2目利子ともに平成29年度に借り入れた起債について償還額が確定したことから、減額を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。最後に、14款1項1目予備費でございますが、50万円を減額いたしまして、収支の均衡を図るものでございます。

なお、32ページから33ページには、今回の補正によりまして変更を行いました地方債の年度末現在高の見込みにつきまして添付させていただいております。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

5番、森議員。

[5番（森 雅哉君）登壇]

○5番（森 雅哉君） 23ページのクビアカツヤカミキリムシの対策事業なのですけれども、約100万円ということなのですけれども、今後被害がどの程度かわからないと思うのですけれども、この金額というのは予算とのバランスを考えたものなのか、あるいはこれで十分という金額なのかどうかと、これについて国や県などから何かお金いただけるのかどうかとか、あと対策協議会でどのように進めるのかを教えてくださいませんか。

○議長（高橋祐二君） 荒井経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（荒井 稔君） 森議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、補正額の102万3,000円の内訳でございますけれども、これはまず消耗品費につきましては、クビアカツヤカミキリが発生した場合、その初期対応をするための殺虫剤の購入費用と、成虫が飛び散ってしまうのを防ぐためのネットの防除のために使う費用でございます。また、負担金でございますけれども、先ほど説明があったとおり、1市5町で構成しております邑楽館林クビアカツヤカミキリ対策協議会の負担金でございます。これは、邑楽館林管内の1市5町におきまして、国庫の補助を受け、クビアカツヤカミキリを防除するために設立しました協議会でございます。負担金はその協議会におきまして、本町分の被害木5本分の伐倒駆除をするための負担金となっております。

また、国あるいは県の補助があるのかどうかというようなご質問でございますけれども、先ほど申し上げたとおり、邑楽館林管内の協議会を設立しまして、それに係る費用につきましては2分の1の国庫の補助が受けられるというようなことがありまして、この事業を実施しているというところでございます。

また、今後の対策でございますけれども、初めに邑楽館林の1市5町の協議会といたしましては、

随時最新の被害状況を把握するとともに、先ほど申し上げたとおり、国庫の補助事業でありますクビアカツヤカミキリの防除が対象となります。生物多様性保全推進支援事業を活用いたしまして、被害木の伐倒駆除及び初期対応に必要な薬剤や資材の購入をしていきまして、被害防止に取り組んでまいりたいと考えております。

また、町といたしましては、クビアカツヤカミキリの防除に関する情報を収集するとともに、早期に町民への周知を行っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） ほかに質疑はありませんか。

4番、大谷議員。

[4番（大谷純一君）登壇]

○4番（大谷純一君） 16ページ、17ページのまち・ひと・しごと創生事業費300万円というふうに先ほど財務課長からお話がありましたけれども、これは前置きしておきますけれども、新規工業団地を進めていただきたいという前置きをした上でご質問させていただきます。この300万円とあるのですが、これは余裕を持っての300万なのか、見積もりをして300万近い金額が出ているのかということと、結構雑駁な説明だったので、この土地が確定して造成するためだと思うのですが、もうちょっと詳細に、どういうための費用なのかというのを細かく教えていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 荻野都市整備課長。

○都市整備課長（荻野俊行君） 大谷議員さんのご質問にお答えいたします。

今回の治水協議の300万円につきましては、第8回という定期見直し、5年に1回の定期見直しの中で、また新たに工業団地の造成計画がある中で、県のほうに協議申請として上げているそれらの位置、面積、場所について、場所は今現在では確定した報告はちょっとできませんが、新たに予定している、県のほうに申請している場所について、最近の降雨量、ゲリラ豪雨ですとか線状降水帯による、あちこちで災害が発生しているのですが、それらの流出量の調整というか、その辺の計算書がちょっと必要になってきます。見積もり金額についてなのですが、一応今面積、それらを考えた、あと地形状況、それらを考えた中での見積もり徴収をした中での要求金額でございました。余裕があるというか、規定の面積に対しての通常の割合の見積もり金額となっております。

以上でございます。

○議長（高橋祐二君） ほかに質疑はありませんか。

3番、橋本議員。

[3番（橋本和之君）登壇]

○3番（橋本和之君） 17ページの下なのですが、町税等コンビニ収納代行手数料の11万8,000円なのですが、これは何件あったのかということ、今後どれくらいの件数を見込んでいるのかということ

ころをお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（高橋祐二君） 柿沼財務課長。

○財務課長（柿沼孝明君） それでは、コンビニ収納につきましてのご質問でございます。

まず、コンビニ収納、4月から始まったわけなのですが、その件数でございますが、今年8月末現在という形でご報告をさせていただければと思います。全体利用件数が4,664件、コンビニで収納していただいた収納額でございますが、合計で6,042万6,270円となっております。

参考に、税目の内訳もちょっとご報告させていただければと思います。まず、固定資産税ですが、2,020件ございました。収納額で3,018万600円、軽自動車税でございますが、1,598件、金額で1,120万6,000円、町民税でございますが、564件、収納額で1,018万6,346円、国保税でございますが、482件で885万3,324円ございました。この補正額でございますが、当初見込んでおりました件数が7,300件で、ちょっと近隣の状況も参考にしながら見込ませていただきましたが、今後9,000件ぐらいがコンビニで収納される見込みという形で推計させていただきまして、約2,000件分という形で11万8,000円を計上させていただいたものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋祐二君） ほかに質疑はありませんか。

7番、襟川議員。

[7番（襟川仁志君）登壇]

○7番（襟川仁志君） 23ページのごみ排出適正指導事業、これについては7月から新しく分別が追加になったということで、ごみカレンダーの印刷ということなのですが、7月から始まった分別なのですけれども、特にプラスチックの分別については、結構家庭から出るごみの中の割合が多いのかなというふうに思っておりますが、地元の回収拠点に行くと、余り集まっていない状況なのかなというふうに理解しているのですが、7月、8月の各地区の分別の回収状況ですか、これをちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋祐二君） 栗原環境下水道課長。

○環境下水道課長（栗原弘明君） ただいまのご質問にお答えいたします。

7月から各地区でリサイクル用品、分別等の回収が始まったわけでございますが、プラスチック等の回収量については、今現在ですとまだ集計をしておりません。

以上でございます。

○議長（高橋祐二君） 7番、襟川議員。

[7番（襟川仁志君）登壇]

○7番（襟川仁志君） では、ごみカレンダーは、いつごろ各地区に配布される予定なのか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（高橋祐二君） 栗原環境下水道課長。

○環境下水道課長（栗原弘明君） 今回のごみカレンダーでございますが、今まで配布していたごみ

カレンダーと、7月から始まりました分別のものの内容がどうしても異なってしまいました。そのためまだ各地区への周知が足りないものと思っております。このために今後、今の現状に合わせたごみカレンダーを新たに作成しまして、また各地区に毎戸配布を行いたいと考えております。それにつきましては、この補正後、遅くなつては効果がありませんので、直ちに印刷のほうを手配しまして、配布したいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋祐二君） ほかに質疑はありませんか。

10番、細田議員。

[10番（細田芳雄君）登壇]

○10番（細田芳雄君） 23ページの農業振興費、クビアカツヤカミキリムシのことで、先ほど森議員のほうで質問しておりましたけれども、もう一度、ちょっとわからないところがあるので、お聞きします。

この対策事業は、102万3,000円ですけれども、この費用については町の公用地、学校とか公園とかいろいろありますけれども、この範囲でやっているのか、千代田町全域、個人の家までを全部見ているのか。もし個人のうちは見ていないということになりますと、これは虫ですからどんどん伝わっていってしまうのだけれども、撲滅したいという考えがあるのなら、個人も全部やらなくてはならないのかなと思いますけれども、その辺はどういう計画でおりますか。

○議長（高橋祐二君） 荒井経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（荒井 稔君） 細田議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

まず、先ほど説明させていただきました協議会の防除の対応でございますけれども、これはあくまでも公共施設ですとか公共用地ですとか、そういったところが対象となるわけでございます。では、個人のそういった被害の対応はどうなっているのかということでございますけれども、それにつきましては、まずクビアカツヤカミキリが発生したという状況といたしますと、フラス、いわゆる木くずとクビアカツヤカミキリのふんがまじったものなのですけれども、そのフラスが出た場合にそういった被害が発生しているというようなことになるわけでございますけれども、そういった問い合わせがあった場合については、まず町のほうで現場のほうに行きまして、初期対応、いわゆる殺虫剤での駆除、それと穴が確認できれば、その穴に針金を刺しまして、中にいる成虫あるいは幼虫を殺処分するというようなことをさせていただいております。その後の対応につきましては、個々の、それぞれの家庭の対応ということでさせていただいております。

ですから、その後の、例えば成虫が発見された場合については、例えば市販の殺虫剤で効くものもありますので、そういったもので駆除をお願いしたり、あるいは最悪、伐倒駆除というようなことになりますと、やはり個人での対応ということにさせていただいております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 10番、細田議員。

[10番（細田芳雄君）登壇]

○10番（細田芳雄君） 虫が見つかった場合、届け出てくれば、恐らく今の話だと、町側から確認に行き、確かに、ああ、これはクビアカツヤカミキリと確認されれば、1回目は町の方で消毒してくれるけれども、その次は個人対応という話でいいのでしょうか。そうすると、伐倒も個人対応ということは、個人でやってください。切るのなら切ってしまうてください。切らなくてもよさそうなら、殺虫剤で済むのなら、それは個人でやってくださいという、この虫の活動を本気でとめようという考えは、今の課長の説明だと処理をきちんとしようという考えが伝わらないのですよね。恐らく、今この虫について、私はここで町の予算とかでこういうのが出ているのだという話を聞きましますけれども、クビアカツヤカミキリとを感じる人は、もしかして町では、そんなには町の中に住んでいる人たちは考えていないのかなと思うと、到底駆除をするというわけにはいかないと思うので、その辺もちょっと、一度町中を見てみるというような気持ちがないとおさまらないのかなという感じがしますけれども、この先そういうことをどういうふうに考えているのか、計画を立てるのかという考えをもう一度お聞かせ願います。

○議長（高橋祐二君） 荒井経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（荒井 稔君） 細田議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

先ほど一般家庭については初期対応のみというお話をさせていただきました。非常に細田議員さんおっしゃることも理解しているところでございますけれども、このクビアカツヤカミキリが大発生してきたのもここ1年、2年ということかなというふうに思っておりますけれども、今の段階でいいますと、やはり補助事業についても、そういった公共施設という要件がついている関係で、公共施設のみというような対応をさせていただいております。ただ、おっしゃるとおり、では個人のうちは構わないのかとおっしゃられると思うのですが、できる限りは、やはり町としても対応していきたいというふうに思っておりますけれども、今の段階ですと、先ほど申し上げたとおり、初期対応のみと。ただ、例えば駆除の方法だとか、こういった殺虫剤が効くとか、そういったものについてはなるべく町民の方に周知をしまして、個人のお宅にお願いできればなというふうに思っております。

また、今後その状況によっては、また例えば管内の市町、邑楽館林管内も大発生しておりますので、その辺はほかの市町の対応の状況だとか、そういったものを収集しながら、今後の対応というものも考えていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） クビアカツヤカミキリの補足説明なのですが、先ほど課長のほうからお話があったように、民間におかれましては、今年のたしか5月、6月ごろだったと思うのですけれ

ども、広報でお知らせを1回させていただいたのです。その中で、初期対応がもちろん必要だと思うのです。桜の寿命が約50年と言われているのですけれども、50年というとかかなり、メートルでいうと1メートルそこそこの樹木なのですけれども、民間ではそうはないと思うのですけれども、ただこのクビアカツヤカミキリにおかれましては、桜だけでなくほかのバラ類と言われている樹木に入っていくのですけれども、もし民間のほうでも随分それが入ってしまう、お知らせが行政のほうにあればすぐ、殺虫が今の段階で「ロビンフッド」という薬なのですけれども、このロビンフッドを持っていきながら、穴があいたところから、そこから注入するという状況をとらせていただければなと思っています。

今回の補正につきましては、102万3,000円なのですけれども、これについては協議会のほうで樹木のほうを千代田町が何本と。1市5町で総数で何本と。その中で2分の1が国庫、国のほうから来ますので、それについて各町のほうで割り当てられた金額の負担金になるわけです。更に、ロビンフッドの殺虫材とあとネットと、この金額になっているのですけれども、民間におかれましてもお知らせがあれば、この1市5町を見ても、皆さんご存じのように、アメリカシロヒトリも千代田町だけなのです。民間の殺虫を年に2回行っているのは。そういう意味では、植木の里ですから、樹木を大切にしないといけないという思いの中、ぜひお話があれば、広報にはお知らせしてありますので、お話があればすぐ対応を、ケース・バイ・ケースで対応していければと、こう考えていますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 10番、細田議員。

[10番（細田芳雄君）登壇]

○10番（細田芳雄君） 大変ありがとうございました。桜が主で虫が入っていると思うのですけれども、恐らく私はまだクビアカツヤカミキリムシって、クビアカになったのは見たことないのですけれども、フラスという木くずがこぼれているのは、それは桜以外に、現実に、今私が見ているだけでもスモモ類、スモモの木、プラムとかいろいろあるのだけれども、スモモ類と、それからナナカマドが入っているのを見ています。それで、木を見ると、ちょっと桜の木のような肌しているのです、スモモ類も。それから、ナナカマドも木の下の方を見ると、やっぱり同じような木肌をしている。だから、相当いろいろ入っているのではないのかなというので、さっきからちょっとしつこいけれども、何回も聞いているわけなのですけれども、桜なんか50年ぐらい生存するというのですか、中で、千代田町もきっと30年、40年たっている桜が公共施設で植えてあると思うのですけれども、あれが入ってしまっ、伐倒しなくてはならないという、それこそ春の桜見ができなくなってしまうような感じがしているので、非常にこの虫については、もうちょっと町のほうが強力になくすという考えを持ってやらないと、自然の何十年とたった木がなくなってしまうのではもったいないから、ぜひこれからも注意しながらやっていただきたいというように思います。

終わります。

○議長（高橋祐二君） ほかに質疑はありませんか。

9番、柿沼議員。

[9番（柿沼英己君）登壇]

○9番（柿沼英己君） 17ページです。新しい雇用環境の創出事業ということで、大変いいことだと思うのですが、今度決まった工業団地に関しては非常に難産でした。その原因というのが、やっぱり国あるいは県との協議というのを、やはり国の主導のもとに進めていかなかった点だと思うのです。その点を踏まえ、今回の計画に関して、国の関東農政局あるいは県との主導のもとに治水資料というのですか、計上されていますけれども、そういった方向で進めているのかどうか確認したいと思います。

○議長（高橋祐二君） 荻野都市整備課長。

○都市整備課長（荻野俊行君） 柿沼議員さんのご質問にお答えいたします。

今新規工業団地も第7回の下中森のほうは無事に国、農政関係の協議が進みまして、順調に進んでいるところでございます。今回の新たな雇用創出の中の300万円の設計委託料につきましてなのですが、こちらにつきましては、先ほど大谷議員さんの中でもありましたように、一応町として、また新たな場所の選定の中で、十分県のほうと、今場所については協議した中で選定をさせてもらっています。まだ確定まではいっていないのですが、新たに選定している案につきまして、その場所について協議しながら進めている中なのですが、その中で今あちこちで災害が多い中で、想定外の雨量ではないのですが、雨の降り方が違う中で、今まで敷地の中で水が処理できていたのがなかなかできないということで、あちこちで降る中で、当然河川管理者もいるわけですから、そういった中で、まずは県、その後国等の協議が必要になってくる中での資料作成の費用になっております。

以上でございます。

○議長（高橋祐二君） 9番、柿沼議員。

[9番（柿沼英己君）登壇]

○9番（柿沼英己君） 明和町がなぜスムーズにいったかというお話なのですが、やはり定期的に国なり県なりへ行って、情報を入れるというようなお話も聞いておりますので、やはり国とのどのような情報をとるか、そういったことは定期的にお伺いして情報を入れているとか、そういったアクションはされているのかどうか。

○議長（高橋祐二君） 荻野都市整備課長。

○都市整備課長（荻野俊行君） 第8回の中では、今場所の選定の候補なので、まだ国に要望するまでの段階ではないので、そういった治水協議とか書類がそろった中で十分アプローチしていきたいなと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋祐二君） 9番、柿沼議員。

[9 番（柿沼英己君）登壇]

○9 番（柿沼英己君） 今回は、しっかり歩調を合わせて、すんなり決まるようによろしく願います。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 先ほど課長のほうから説明があったと思うのですが、ちょっと補足なのですが、今回の工業団地のほうは、この金額のほうは、新たな工業団地、今上中森で、これからやろうと思っていますけれども、6月のときに、たしか襟川議員のほうからお話があったと思うのですが、これで終わりではないのでしょうかと、工業団地は。これで終わりではないのです。明和とも連携をとりながら、場所はちょっと言えないのですが、新たな工業団地の造成に向けての一步なのです。それについては、治水のほうの設計を今回やりながら、県と国と打ち合わせをしていきながら進めていければと、こう考えております。

私は思うのですが、今回も担当課長を中心に、職員が今まで以上に県と国へ連絡を密にしながら、何カ所か、1カ所で絞り込むのではなくて、数カ所に絞り込んで、その間に県のほうと打ち合わせをした中で、ここはいいだろう、こっちがいいだろうと、そこの密に連絡をした中で、1カ所に絞り込んで、それについての治水の設計委託という状況で今回補正予算を組ませていただきました。千代田町がここでどうですかと言って、最終的には地方創生と言っているのですが、農林調整が整わないことには前回と同じような状況になってしまいますので、それがないように早目に、今担当課長を中心に職員が一丸となって、担当課が一丸となって、今新たな工業団地ということで進めているところです。

○議長（高橋祐二君） ほかに質疑はありませんか。

8 番、小林議員。

[8 番（小林正明君）登壇]

○8 番（小林正明君） 27ページの適応指導教室事業についてお尋ねいたします。

適応指導教室指導員賃金として260万、消耗品費5万円と計上されているわけですが、先ほど説明の中に、児童数が増えているということが一言お話をあったかと思うのですが、現在の児童数、そして今後推移といたしますか、どれくらいの数値、児童生徒数の見込み数はどれくらいを考えていらっしゃるのか。そして、指導教室の先生の充足率といたしますか、言い方をかえれば不足しているのかな、そんなところです。増員予定がもしあるようでしたらお聞かせいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 宗川教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宗川正樹君） それでは、小林議員さんのご質問にお答えをいたします。

まず、適応指導教室の生徒の増えている状況ですが、現在適応指導教室に通室の申請をしている児童生徒が6名おります。そのほかに今検討中という子供たちが2名今おります。ですので、この2名を含めると8名が今後対象になっていくかなというふうに思っております。また、今後も、今子供たち、学校に行けていない子供たちにアプローチもしておりますので、少しずつ増えていくというふうに考えております。

また、先生が不足しておりますので、こちらにつきましても新しい先生を雇用すべく、今検討をしているところでございます。そのために1名増員をできるように賃金のほうも増額をさせていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（高橋祐二君） 8番、小林議員。

[8番（小林正明君）登壇]

○8番（小林正明君） 先ほど通室なさっている児童生徒さんが6名、検討中が2名とお言葉いただきましたが、ほかにアプローチという説明があったのですけれども、これは例えば不登校者に対してのアプローチ、どんなアプローチなのか具体的にお尋ねいたします。

○議長（高橋祐二君） 宗川教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宗川正樹君） アプローチということでございますが、実際に今、プラザにある適応指導教室、また中学校の中にある別室登校室等に通えていない子供たちも実際おりますので、その子供たちの親御さん等々とまた連絡をとりつつ、アプローチをしているところでございます。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 8番、小林議員。

[8番（小林正明君）登壇]

○8番（小林正明君） ありがとうございます。一生懸命さが伝わってきました。

それで、最後の質問ですが、補充の先生の見込みはどうでしょうか。難しいでしょうか。

○議長（高橋祐二君） 宗川教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宗川正樹君） ご質問にお答えいたします。

誰でもいいというわけではないと思いますので、やはり資格を持って、子供と接して、やはり最終的な目標は学校に通わせるということですので、学校の先生のOBとか、その辺を今探しているところで、もう少しでちょっと目ぼしがつくかなという状況でございます。

以上です。

○議長（高橋祐二君） ほかに質疑はありませんか。

6番、川田議員。

[6番（川田延明君）登壇]

○6番（川田延明君） 25ページなのですけれども、商工会関係補助事業、商品券の助成として60万円出ているのですが、これは以前より計画されていたものなのか、あるいは追加助成なのか。それと、

追加分の発行枚数、その辺を教えていただけたらと思います。よろしく申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 荒井経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（荒井 稔君） 川田議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

まず、商品券の事業について今回補正を上げさせていただいたわけですが、商工会のほうからこのたび助成の依頼がありまして、今回の補正に上げさせていただいたところがございます。

また、発行の詳細ですが、今回商工会におきましてプレミアムつき商品券というような内容でございます。1セット当たり5,500円分の商品券を5,000円で販売するというものがございます。ですから、1割、10%がプレミアムということになるかと思っております。また、全部で1,600セットを販売するというようなことでございます。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 6番、川田議員。

[6番（川田延明君）登壇]

○6番（川田延明君） それでは、予定していたやつの追加ではなくて、今回、毎年やっているのですが、初めてということですね。予定されていたやつの追加ではなくて、新規ということですね。町の買い物等活性化に対して非常にいいことなので、別にクレームではないのですけれども、毎年やっているのに何で補正なのかなという部分がありましたので質問いたしました。

○議長（高橋祐二君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第46号 平成30年度千代田町一般会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第46号は原案どおり可決されました。

○議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第3、議案第47号 平成30年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算

(第1号)についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長(高橋祐二君) 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

○町長(高橋純一君) 議案第47号 平成30年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億422万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,297万5,000円とするものであります。

補正の主な内容を申し上げますと、歳入では、国民健康保険税を本算定による賦課額の決定により減額し、繰越金では前年度決算に伴い追加するものであります。

次に、歳出ですが、基金積立金を追加し、諸支出金では国庫支出金精算返還金等を決定額に基づき追加するものであります。

詳細につきましては、住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(高橋祐二君) 森住民福祉課長。

○住民福祉課長(森 茂人君) それでは、議案第47号につきまして詳細説明を申し上げます。

補正予算書の事項別明細書によりましてご説明したいと思いますので、7ページ、8ページのほうをお開き願いたいと思います。まず、歳入でございますが、1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税及び2目の退職被保険者等国民健康保険税では、現年課税分につきまして、本算定によりまして4月1日現在に遡及して賦課額が決定いたしましたので、医療給付費分、介護納付金分、後期高齢者支援金分をそれぞれ減額ないし追加をさせていただきました。また、滞納繰り越し分につきましては、前年度までの滞納繰越額が確定いたしましたので、それぞれを増減するものでございます。

次に、9ページ、10ページをお開き願います。5款1項1目の保険給付費等交付金では、保険者努力支援分の内示によりまして136万8,000円を、また特別調整交付金では、システムの改修委託料の補助が見込まれますものですから、64万8,000円を追加するものでございます。

7款1項1目の一般会計繰入金ですが、職員給与費繰入金は、歳出の1款1項と連動するもので、職員人件費の補正を伴いまして追加をいたします。

次に、8款1項1目の療養給付費交付金繰越金におきましては、前年度の療養給付費交付金の精算返還金141万9,000円を追加し、2目のその他繰越金につきましては、前年度事業の確定に伴いまして、1億1,144万2,000円を増額するものでございます。

11ページ、12ページをお開き願いたいと思います。続きまして、歳出でございます。1款1項1目

の一般管理費では、職員人件費を増額し、高額療養費制度改正に対応するため、システム改修委託料及び業務委託料を追加するものでございます。

次に、3款1項1目の一般被保険者医療給付費分につきましては、財源補正を行うものであります。

続きまして、6款1項1目の基金積立金では、前年度繰越金を今までになく大きく繰り越すことができましたものですから、基金の積み立てをいたしたく、追加を行うものであります。

1枚おめくりいただきまして、13ページ、14ページをご覧ください。8款の諸支出金でございますが、1項3目では療養給付費等負担金の前年度精算返還金4,200万3,000円及び特定健診保健指導負担金の精算返還金8万4,000円を追加し、同項4目におきましては退職者医療交付金精算返還金141万9,000円を追加するものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

4番、大谷議員。

[4番（大谷純一君）登壇]

○4番（大谷純一君） 11ページ、12ページの6款の基金積立金について、森課長にお尋ねします。

これから老人、老人と言っては失礼ですけれども、増える中で医療費がかなり増えてくるという中で、中長期的、5年、10年でも結構なのですけれども、どれくらいの基金の積み増しを予定しているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（高橋祐二君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） では、大谷議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、これから国でも言っています2025年問題というのが7年後に参ります。そのような中、千代田町の国保運営状況なのですけれども、町民の皆様方にご協力をいただきまして、平成26年度に国民健康保険税を値上げいたしました。それ以前につきましては、多いときには1億円を超えるお金を一般会計から繰り入れをお願いしていたという状況でありました。26年度以降、わずかではあります、赤字にはならず黒字運営をしてきたという状況の中、さまざまな事業がまた、介護も含めまして起きてきて、そういう中で大変町民の皆様には大きな健康意識を高めていただきながらいろいろな事業に参加をいただいていた。そのような中、今回、繰越金が非常に多く残りました。それですので、初めてこのような繰越金を基金として5,900万円ほど、約6,000万ほど積むことが初めてできました。もし今後このような、ここ数年の間、健康意識を皆様高めながら早期に病院あるいは病気にならないような、健康寿命を延ばすようなお考えで皆様が過ごしていただければ、数年の間は恐らく多少の繰り越しを残しながらの運営ができると思います。したがって、先のことはよくはわかりませんが、7年後には必ず2025年問題が来ますので、そのときの一つの準備が千代田町としてはできたものと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋祐二君） 4番、大谷議員。

[4番（大谷純一君）登壇]

○4番（大谷純一君） ぜひ破綻しないように、余裕を持った財政運営をやっていただきたいなど、このように思います。

以上です。

○議長（高橋祐二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第47号 平成30年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第47号は原案どおり可決されました。

ただいまより10時35分まで休憩といたします。

休 憩 （午前10時19分）

再 開 （午前10時35分）

○議長（高橋祐二君） 休憩を閉じて再開いたします。

○議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第4、議案第48号 平成30年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（高橋祐二君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第48号 平成30年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,264万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,425万2,000円とするものであります。

補正の主な内容を申し上げますと、歳入では、財政調整交付金について、交付決定に伴い減額するほか、歳出の追加に伴う国県支出金等の財源を追加し、また繰越金では、前年度決算に伴う繰越金を追加するものであります。

歳出につきましては、総務費では人件費を減額するほか、地域支援事業費及び諸支出金を追加するものであります。

詳細につきましては、住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） それでは、議案第48号につきまして詳細説明を申し上げます。

補正予算書7ページ、8ページをお開き願ひまして、事項別明細書をごらんいただきたいと思ひます。まず、歳入でございますが、1款1項1目の第1号被保険者保険料でございますが、財政調整交付金の交付決定及び事業費の見直しによります財源補正に伴ひまして、63万5,000円を追加するものでございます。

次に、3款2項国庫補助金、1目財政調整交付金につきましては、介護給付費財政調整交付金の交付決定に基づきまして、62万6,000円を減額するものでございます。

また、2目地域支援事業交付金につきましては、事業費の見直しによりまして7,000円を追加するものでございます。

4款1項支基金交付金、2目の地域支援事業支援交付金につきましては、事業費の見直しによりまして7,000円を追加するものでございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、9ページ、10ページをお開きいただきたいと思ひます。5款3項県補助金、1目の地域支援事業交付金につきましては、事業費の見直しによりまして3,000円を追加するものでございます。

7款1項一般会計繰入金、2目の地域支援事業繰入金につきましては、事業費の見直しによりまして3,000円を追加するものでございます。

また、5目その他一般会計繰入金につきましては、人件費の見直しによります財源補正に伴ひまして、141万1,000円を減額し、事務費繰入金2万9,000円を追加するものでございます。

次に、8款1項1目繰越金につきましては、前年度決算の剰余金額の確定によりまして、6,400万2,000円を追加するものでございます。

続きまして、おめくりいただきまして、11ページ、12ページをお開き願ひたいと思ひます。次に、

歳出でございますが、1款1項1目一般管理費につきましては、人事異動に伴い、職員人件費144万7,000円を減額するほか、介護保険事業運営費では、プリンターの購入費用としまして2万9,000円を追加するものでございます。

2款保険給付費につきましては、これより18ページまでの各項目におきまして、介護給付費財政調整交付金の減額補正に伴います財源の補正を行ったものでございます。

17、18ページの下段になりますけれども、4款2項1目一般介護予防事業費につきましては、介護予防教室の講師謝礼として8,000円を追加するものでございます。

続きまして、おめくりいただきまして、19ページ、20ページをお開きいただきたいと思います。4款3項包括的支援事業・任意事業費につきましては、職員人件費を3万6,000円追加するものでございます。

また、4項その他諸費につきましては、介護予防ケアマネジメント審査手数料分としまして、総合事業費審査支払手数料の不足から2万1,000円を追加するものでございます。

5款1項1目基金積立金につきましては、前年度繰越金における介護給付費準備基金に積み立てるために3,419万4,000円を追加するものでございます。

続きまして、21ページ、22ページをお開きいただきたいと思います。7款諸支出金、1項2目償還金につきましては、前年度分の国庫支出金等にかかわる精算返還金1,044万5,000円を追加するものでございます。

また、3項1目他会計繰出金につきましては、前年度決算の確定に伴いまして、一般会計繰入金の余剰分を繰り戻すため、1,936万3,000円を追加するものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第48号 平成30年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第48号は原案どおり可決されました。

○議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第5、議案第49号 平成30年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（高橋祐二君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第49号 平成30年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ985万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億3,486万5,000円とするものであります。

補正予算の主な内容について申し上げます。初めに、歳入であります。第5款繰入金について、人件費の減額により、収支の均衡を図るため、114万3,000円を減額するものであります。

第6款繰越金については、平成29年度の繰越金1,099万6,000円を追加いたします。

次に、歳出であります。第1款総務費において、人事異動に伴う人件費など114万4,000円を減額するほか、第4款諸支出金については、平成29年度の繰越金を一般会計へ繰り入れるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第49号 平成30年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第49号は原案どおり可決されました。

○議員派遣の件

○議長（高橋祐二君） 日程第6、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付のとおり、3件の議員派遣を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） ご異議なしと認めます。

よって、3件の議員派遣を行うことに決定いたしました。

○閉会中の継続調査の申し出

○議長（高橋祐二君） 日程第7、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

今朝ほど配付いたしました申出書のとおり、各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） ご異議なしと認めます。

よって、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

○日程の追加

○議長（高橋祐二君） この際、お諮りいたします。

今朝ほど配付いたしました案件について、議事日程に追加したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第8を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第8、発議第2号 群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書の提出についてを議題といたします。

書記に議案及び意見書を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（高橋祐二君） 提出者に提案理由の説明を求めます。

7番、襟川議員。

[7番(襟川仁志君)登壇]

○7番(襟川仁志君) 発議第2号 群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書の提出につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

群馬大学医学部附属病院において、腹腔鏡手術を受けた患者が死亡する一連の医療事故が判明し、特定機能病院の承認を取り消されたことはご承知のことと思います。事故の判明以来、群大病院では診療体制の見直しや安全管理体制の整備など、さまざまな改革を徹底して進めているところであり、こうした取り組みの実績は、外部委員で構成される病院監査委員会においても高く評価され、本年5月31日に厚生労働大臣宛てに特定機能病院の再承認の申請を行ったところであります。特定機能病院としての取り扱いがなされないことにより、高度医療技術の研究開発や人材育成機能にも支障を来しております。住民の安全で安心できる暮らしを維持、確保するために、群大病院について特定機能病院としての早期再承認が実現されるよう要望するところでございます。

議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

○議長(高橋祐二君) 説明が終わりましたので、提出者に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(高橋祐二君) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(高橋祐二君) 討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第2号 群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書の提出についてを原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(高橋祐二君) 起立全員であります。

よって、発議第2号は原案どおり可決されました。

以上で今定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

○町長挨拶

○議長(高橋祐二君) 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

○町長（高橋純一君） 平成30年第3回議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

まずは、今月6日に発生した北海道胆振東部地震により被災された方々に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

さて、今月4日の開会以来、本日までの11日間にわたり、平成29年度の決算認定を初め、ご提案申し上げます全ての案件につきまして原案どおりご決定を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、今定例会の初日には、町の行政全般にわたる現状や考え方についての一般質問が行われました。行政事務の効率化や児童生徒を初めとした住民の安全確保対策、そして観光や農業政策に対する取り組みなど、その全てが本町が抱えている課題や町の発展のために必要な内容であり、十分な政策論議ができたものと思います。住民の代表である議員各位からいただいたご意見等につきましては、その内容を真摯に受けとめ、今後の行政運営に反映してまいりたいと思います。

また、今定例会において認定をいただきました平成29年度決算ではありますが、審査結果は、以後の行財政運営にしっかりと役立ててまいります。監査委員の監査意見にもありましたように、財政の健全性は保たれているものの、今後の予算編成では、基金の取り崩しや地方債の借り入れに依存しない持続可能な財政構造の確立が急務となっております。行政執行に当たりまして、これまでと同様、コスト削減に努めてまいります。単に事業の縮小均衡とならぬように心がけ、決して対症療法的な改革ではなく、将来に向けた政策の選択と実現に全力を尽くしてまいります。

現在本町では、定住促進、ごみの減量化、子育て支援、新たな財政確保等々、行政課題が山積しております。その一つ一つを解決に導いていけるよう、職員一同努力しているところであります。ちよだスマイルポイント事業の実施や認定こども園の移行、更にはふるさと納税の拡充など、それぞれの担当課長を中心に事務を進め、効果を求めてまいりたいと考えております。

第3回ちよだ利根川おもてなしマラソンでは、ボランティアの募集が先月から、そして選手の募集が今月から始まりました。マラソン事業では、本町における官民連携の代表的な事業であり、本町と多様なかかわりを持つ関係人口にも着目している事業でもあります。私は、このマラソン事業を筆頭に、一人でも多くの方が千代田町に対して思いを寄せ、継続的にかかわることで地域の活性化が実現できることを信じております。千代田町に貢献したいと思ったださる方々と地域や地域住民とのかかわりを持つことを積極的に支援してまいりたいと考えております。

我々行政に携わる者は、税金で賄われている大切な予算を使ってさまざまな事業を行うため、間違いや失敗を恐れる余り、前年踏襲や前例主義になりがちな側面があります。しかし、そこをただしていくことが町長である私の役目だと思っております。私が就任して2年半がたとうとしております。大小あわせて約100近い変革を実施してまいりました。これも職員の努力のたまものと思います。職員と一緒に一歩を踏み出し、変化や刺激を求めて不断の改革を進めていく所存であります。行政、議会、町民の英知を結集し、住みよいまちづくりに邁進していこうではありませんか。議員各位には、引き続きご指導、ご支援のほどお願い申し上げます。

最後になりますが、記録的な暑さとなった夏の疲れも出てくる時期でありますので、議員の皆様にはくれぐれも健康にはご留意いただき、町政発展のため、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げます。閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。ご協力、誠にありがとうございます。

○閉会の宣告

○議長（高橋祐二君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る4日から本日までの11日間にわたり、平成30年第3回千代田町議会定例会が開催されたわけですが、平成29年度決算審査を初め、上程された諸議案に対し終始熱心にご審議賜り、滞りなく議了しましたことに対し、心からお礼を申し上げます。

本会議では、4名の議員により一般質問が行われました。また、決算審査特別委員会では2日間にわたり、各会計について審議されたわけですが、町長を初めとする町当局の皆様には親切丁寧にご回答いただき、前向きな議論ができたと考えております。今後とも有効な予算執行に努めていただき、更なる向上にご尽力いただきますようお願いいたします。

また、監査報告をいただきました白石代表監査委員におかれましては、お忙しい中、誠にありがとうございました。

さて、今年の夏は、千代田町においても連日猛暑に見舞われました。また、4月には中国・四国地方で豪雨災害が、今月に入り、関西で巨大な台風が上陸し、北海道では大地震が発生し、各地で甚大な被害をもたらしました。このたびの自然災害の被害に見舞われました全国の皆様に、心からお見舞いとお悔やみを申し上げます。短期間で多くの自然災害を目の当たりにし、改めて自然災害の恐怖を感じました。自然災害を完全に予測したり食いとめることはできません。ですが、災害被害を減らすことはできます。これからも町当局と議会、そして町民の皆様としっかり連携しながら、災害に強いまちをつくっていきたいと思っております。

結びに、朝晩少しずつ涼しくなりました。皆様には健康に十分に留意されますとともに、ますますご活躍されますようご祈念申し上げ、平成30年第3回千代田町議会定例会を閉会いたします。

長い間ご苦勞さまでした。

閉 会 （午前11時04分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

平成30年 月 日

千代田町議会議長 高 橋 祐 二

①署名議員 襟 川 仁 志

②署名議員 小 林 正 明